

第37回平成23年6月与謝野町議会定例会会議録(第3号)

招集年月日 平成23年6月9日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後6時14分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	12番	多田正成
3番	有吉正	13番	赤松孝一
4番	杉上忠義	14番	糸井満雄
5番	塩見晋	15番	勢旗毅
6番	宮崎有平	16番	今田博文
7番	伊藤幸男	17番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	18番	井田義之
9番	家城功		

2. 欠席議員(1名)

11番 小林庸夫

3. 職務のため議場に参加した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長職務代理	岡田三栄子
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	永島 洋視
野田川地域振興課長	小池 信助	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長補佐	山添 雅男
会計室長	宇野 準一	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第	1		一般質問	
追加日程第	1	議案第75号	統合簡水加悦上水道新加悦浄水場新設（浄水設備その3） 工事請負契約の締結について	（提案理由説明）
追加日程第	2	議案第76号	統合簡水加悦上水道新加悦浄水場新設（電気計装設備その2） 工事請負契約の締結について	（提案理由説明）
追加日程第	3	議案第77号	財産の取得について	（提案理由説明）
追加日程第	4	発案第 2号	与謝野町庁舎問題特別委員会の設置について	（提案理由説明～表決）

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(井田義之) 皆さん、おはようございます。

きょうはまた特別暑い日になったようでございますけれども、今、それでちょっとクーラーは入れておりませんが、除湿のほうだけかけておりますので、ドアのほうは閉めていただいたほうがいいかというふうに思います。

本日、6人の議員の一般質問ということで、お世話になります。

きょうの日程について、私のほうから少しだけ報告をしておきたいというふうに思います。

一般質問6人が終わりました後、追加議案の提案があります。なお、その後、特別委員会の設立についての提案があります。特別委員会の設立が成立をいたしましたら、早速に特別委員会を開催をしていただきまして、それぞれの役等を決めていただきたいと思いますというふうに思っております。そこで特別委員会の成立までは、全員おっていただいたらいいのかなというふうに思いますが、その後、特別委員会開催に入りましたら、議員だけが残っていただけたらいいというふうに思っております。

なお本日、その追加提案の件につきまして、午後1時から議会運営委員会を開催いたしますので、そちらが場所、向こうの監査委員室で議会運営委員会を開催いたしますので、議会運営委員の皆さんには、ご参集をお願いいたします。

なお、本日の出席ですけれども、小林議員から欠席の届けが参っております。

なお、白杉教育委員長が欠席で、代理として岡田職務代理さんが出席をいただいております。

なお、吉田水道課長が欠席で、山添水道課長補佐が出席をいただいておりますので、皆さん方にご報告をしておきます。

ただいまの出席議員は17人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い、進めたいと思います。

日程第1 一般質問を行います。

最初に9番、家城功議員の一般質問を許します。

9番、家城議員。

9番(家城 功) 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、事前通告に基づき、私の一般質問をさせていただきます。

今回、私は産業振興をテーマに、活性化と基本条例、また観光、雇用にかかわることの3点につきまして、町長のお考えをお聞きし、質問をさせていただきたいと考えております。

今回の私のテーマであります産業振興につきましては、議会でも多くの議員の方が取り上げられており、また、産業振興基本条例につきましては昨日の伊藤議員、また、観光には、昨日の杉上議員と質問も重複することもあるかとは思いますが、今回、もしくは以前にお答えになった分野もあろうとは思いますが、私の考えを含め、質問をさせていただきたいと考えておりますので、ご答弁のほど、よろしく願いいたします。

我が国の経済は少しずつ回復の傾向にあると中央では発表されておりましたが、さきの大震災の影響や混迷する政府の動向など、先行き不透明な現状が国民生活の不安をより一層に強めた状

況ではないかと感じております。当地域においても基幹産業の織物業はじめ農業、建設業、その他の業種においても依然厳しい現状に変わりはなく、将来を担う子供たちに、心も財政も豊かな町を引き継ぐことが使命である私たちにとって、大変厳しい状況は、ますます強まる一途ではないかと感じております。

地域が元気になる大きな要因として、地域産業の活性化が挙げられると考えますが、とりわけ商工振興は大変大きな役割の一つであり、行政も関係団体等も連携をとりながらさまざまな施策に取り組まれ、姿勢や努力に対して敬意を表するところではありますが、なかなか目立った結果にはつながらず、依然厳しい状況から打開には至っていないのが現状ではないでしょうか。

そういった思いも含め、今回、私は産業振興に焦点を絞り、幾つかの質問をさせていただきます。

まず、商業活性化と中小企業基本条例についてご質問をさせていただきます。

質問に入ります前に、私が認識しておりますことを少しお話しさせていただきますと、平成18年3月に与謝野町が誕生し、新たな体制で太田町政がスタートいたしました。第一期のローカルマニフェストには、頑張る企業や起業、これは「起きる」企業ですが、を応援するまちづくりを掲げられ、商工業や農業などの支援施策が取り組みられました。農業の分野では一定の方向性や結果があったと理解しておりますが、商工業の分野ではどうだったのかなというように感じる思いでございます。第一期太田町政最終年度の平成22年3月には、与謝野町産業振興ビジョンが策定され、産業振興に対する町としての方向性が明確に示されました。その中の一つのテーマとして、中小企業振興基本条例の策定の検討が含まれており、第二期に向けての町長選挙では、公約十箇条の中に中小企業振興基本条例の策定を明確に掲げられました。同年11月からは商工会の推薦者、及び各種団体、また一般公募によるメンバーで与謝野町産業振興会議がスタートし、第2回の会議では、中小企業振興基本条例を策定する方向で話し合いが進められ、先月の第5回会議では、条例策定に向けてのプロジェクトチームが立ち上げられ、順調にいけば来年3月定例会に議会上程されるとお聞きしております。では、そもそもこの中小企業振興基本条例とは、本来異なる中小企業支援と産業振興を密接に関連させていくことで、地域経済の活性化を進めるための条例ということで、簡単に言えば、中小企業の振興を行政が地域に合った方向性を示し、企業と連携を取り進めていくためのルール策定だと理解しております。

それでは、この基本条例を策定するに当たっての一つ目の質問をさせていただきます。

現在、当町における商工業者の実態をどう理解されておられますか。

二つ目、条例の策定に当たってのねらいは何か。

三つ目、町長が思い描かれている商業の活性化とは何か。

以上の3点について、お聞きします。

次に、観光についてお聞きします。

産業振興の一つの柱には観光という言葉が必ずと言っていいほどかかわっております。当町では、平成20年に策定されました第一次総合計画の中にも取り上げられ、平成22年2月に観光振興ビジョンが策定されました。総合計画では地域資源に磨きをかけた観光交流とあり、資源の活用や情報発信、交流拠点の場づくりや充実、広域連携、ガイドブック作製など施策方針が掲げられ、また、振興ビジョン策定後は、それらの細かな分野において取り組みがなされてきました。

私は、観光とは、我が町特有の魅力を全国各地の多くの方に知っていただき、一人でも多くの方が当町にお見えになって人間交流が図られ、また、観光消費による経済効果が生まれ、地域に活性化が生まれることが大切ではないかと考えております。少し前のデータですので、正確に正しいかどうかはわかりませんが、平成20年度の当町の観光客数は約84万人。観光消費額は約6億6,000万円に対し、平成21年度では観光客数は70万人で、前年比約14万人の減。観光消費額は5億6,000万円で、約1億円の減となっております。ビジョンが策定され、これらの数字は、これから大きく上向きに転じてくるのではないかと期待をしている次第ではございますが、いま一度、観光という分野を見直し、再確認する必要があるのではないかと感じております。当町では、既に終わりましたが、各地域の春祭りをはじめ、8月には恒例のひまわり事業、また11月には、10年に一度の岩滝大名行列が行われますし、秋には当町でも国民文化祭が開催され、多くの方が当町にお越しになられるのではないかと期待も大きいところでございます。

また、さきの議会においては、町の木でありますツバキに関連して、千年つばきの里を中心とした全国椿サミットの開催地にとのお考えもお聞きいたしました。しかしながら、予定や計画は進む中で、受け入れる側の体制は、まだまだ中途半端であり、例えば宿泊一つにとっても、町内で対応するには大変厳しい環境でありますし、食の分野においても当町の特有の素材は何なのか、ここに来て何を食べたらいいのかなど、各分野において課題は大変多いと感じております。

観光施策を進めていくには、地元は当然のこと、広域での連携も非常に大切ではないでしょうか。そこで二つ目の観光について、町長が考えておられる当町の観光とは。また、丹キャン等の広域連携に対し負担金が年間約500万円ありますが、それらの取り組みはどうなっているのか。また、その成果はどうなっているのかの2点をお聞きいたします。

最後に雇用についてお聞きします。

産業振興の課題の一つに雇用問題があると思います。産業振興ビジョンの中でも雇用支援を掲げられ、さまざまな支援策が図られ、一時的ではありますが、多少失業者の減少につながるものもあったのではないのでしょうか。総務省の発表によりますと、2月末の我が国における完全失業者数は約302万人であり、少しずつ減少の傾向にあると報告がありますが、実態をお聞きしますと、臨時、また緊急対策による期間採用も多く、安定した雇用にまでは至らないのが現実だということであります。当町でもさまざまな施策の取り組みが図られているものの、助成金等による一時的な支援や、ハローワークやジョブカフェとの連携強化では、安定した雇用に至るには厳しい状況ではないのでしょうか。さらなる対策が必要ではないかと感じております。

一つ目、二つ目の質問にもつながりますが、地元企業が元気でなければ雇用にもつながらない。行政として、もっと雇用につながることは何かないであろうかというところを考えたときに、これはあくまでも私個人的な考えではございますが、例えば建設一つにとっても、公共事業の請け負いで、舗装工事は現在、町外業者の指名入札で行われており、町内の業者同士がJVを組んで行えば可能な仕事もあるのではないかと。また、それが不可能ならば、請け負う会社が、例えば町内の方を雇用されているとか、将来的に町内の方を雇用していこうという考えを持っておられる業者を優先させたりとか、さきの有線テレビ拡張工事では約20数億円の大金が大阪の業者に支払われました。そういった大きな仕事をされた業者には、町内の方の雇用をあっせんしたり、可能

であれば義務づけたりしていくことによって雇用対策にもつながっていくのではないかと感じております。

今までやってきたルールで当たり前のことばかりを続けるのではなく、町独自の考え方や、やり方を取り組んで、こういう対策に取り組むことが、今後の、必要になってくる一つの要因ではないかと考えております。

最後に、三つ目の雇用についてお聞きいたします。

雇用対策についていろいろな取り組みがなされていますが、状況はどうなっているのでしょうか。また、それらの成果はどのようにあらわれておりますか。

二つ目、請負工事や備品購入等は、できる限り地元業者を利用することが大切であると考えております。雇用や地元業者の活性化、育成につながるための入札にかかわる条件や内容を町独自の方針で見直すことも必要だと考えますが、いかがお考えでしょうか。

以上、産業振興にかかわる3項目のテーマについて、それぞれご答弁をいただきますよう、よろしくお願ひし、1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 皆さん、おはようございます。

家城議員ご質問の産業振興に関することの一歩目の質問、商工業の活性化と中小企業振興基本条例についての1点目、現在の当町の商工業の実態をどう理解されているのかでございますが、伊藤議員のご質問でもお答えいたしました、大変先行き不透明な厳しい状況であり、どの業界も同様の実態であるというふうに認識いたしております。

次に2点目、中小企業振興基本条例の制定が進められていますが、そのねらいはでございますが、本件も伊藤議員の答弁の中で条例制定に向けた動きや考え方を説明させていただきましたが、その目的についてご説明を申し上げます。中小企業振興基本条例は、行政が地域の中小企業を重視し、その振興を地域経済活性化の柱としていくことを明確にするために策定するものでございます。決して中小企業支援を優先するためではなく、地域の中小企業が果たすべき役割を明確にし、加えて、町民が、それぞれの立場で地域経済を支える仕組みをつくるために制定するものでございます。条例の制定によりまして地域経済の活性化が果たされるのではなく、すべての産業において目標が明確になることで企業間、あるいは企業と行政、さらには町民も含めて、産業振興への意欲が同じ方向に向けられ、町ぐるみで地域経済の活性化へ取り組む、そうした気運が高まり、地域経済活性化への新たな一歩を踏み出すことができるものというふうに確信をしております。

次に3点目、町長が思い描かれる商工業の活性化とはでございますが、私は、産業界は自助努力で取り組んでいかないと、みずからの事業は活性化しないというふうに思っております。当然のことながら、みずから動くということはリスクが発生いたしますが、リスクを他に頼るとなりわいは成り立たないというふうに考えております。ただ、行政も町を活性化するためには、商工業者の皆さんが元気になっていただくことが不可欠だというふうに考えており、業界のご努力に寄り添い応援していきたいというふうに考えております。行政、商工業者、住民がそれぞれの役割を理解し、地域を盛り上げていくことが、二次的にはなりますが、活性化につながるものとい

うふうに考えております。

次に、二番目の観光についての1点目、町長が考えておられる当町の観光とはのご質問にお答えいたします。私は観光振興ビジョンにも明記しておりますように、美心与謝野町を訪れる方が、健康で知性あふれ、心も体も美しいと感じること、つまり与謝野町に来てよかった、いい町だった、また来よう、そんな気持ちになっていただくことができる観光を目指したいというふうに考えています。そのためには、どのような取り組みを行うのが大変重要だというふうに考えておりまして、その具体的な取り組みもビジョンの行動プログラムに掲げております。

次に重要なのは、だれが行うかでございます、住民、団体、観光協会、商工会、行政が一体となり、あるいは、それぞれの立場で取り組む協働指針もビジョンに示しておりますので、ビジョンの推進が観光振興の重要なかぎとなるものというふうに考えています。現在も少しずつではございますが、具現化が図られておりますので心強く感じており、このように、人がつくる観光が一番必要であるというふうに考えています。以前から申し上げておりますが、素早く交流人口をふやす手法として、テーマパークが代表されますが、地域が長く温めてきた宝、その地域にある歴史、文化や自然環境であるというふうに思っております。まさしく、与謝野町観光振興ビジョンでは、そういった歴史や文化、自然環境を活用した観光振興を提唱しており、町が求める方向性をうたったものであるというふうに思いますので、さらなるビジョンの具現化を図ってまいりたいと考えております。

2点目、丹キャン等の広域連携の負担金があるが、それらの取り組みの実態と成果はとのご質問でございますが、ご指摘のとおり、平成23年度の丹キャンの負担金は380万円となっておりますが、家城議員のご質問の趣旨は投資効果について求められているものというふうに考えています。初めに事業でございますが、丹キャンでは平成18年3月に丹後地域観光振興プランを策定しておりまして、さらには、平成22年3月には第二次のプランを策定し、観光戦略、アクションプランの推進を図っています。重点戦略としましては、ふるさと産品開発戦略、情報発信戦略、交通戦略、インバウンド戦略、人材育成戦略として丹キャンの役割、市町の役割、観光関連機関、団体の役割、地域の役割、府の役割を定め、ともに取り組むこととしています。具体的にはテレビ、雑誌等を活用した情報発信、旅行会社、マスコミへの販売会議、京阪神でのキャンペーンキャラバン、ホームページでの情報発信、丹後の食の魅力発信、人材育成、教育旅行誘致、みなと活用観光PR等の事業を展開しています。成果でございますが、具体的に丹キャンの事業効果による入り込み客の報告はできないのが現状でございます。ちなみに与謝野町の平成21年度入り込み客数は69万7,000人、平成20年が83万9,000人となっており、前年対比83.1%で14万2,000人の減となっております。入り込み客の数字だけで判断いたしますと大きな効果は見えませんが、広域での取り組みによる効果から分析しますと、日本三景、天橋立の知名度を生かした連携事業は与謝野町単独でできない事業であり、広域連携でのPR効果は大きいものと認識いたしております。

また、広域での人材育成の取り組みも、その効果が見えにくい事業でございますが、観光業の基本であります、もてなしの醸成を図る意味で、人材ネットワークの構築や個人的にも人材育成の場づくりに大いに効果はあるものと考えています。

3番目の雇用についての1点目、産業振興の課題の一つに雇用問題がある。当町でもいろいろ

な取り組みがなされているが、状況はどうなっているのか、大きな成果はあったのかのご質問にお答えいたします。議員のご指摘のとおり、産業振興を図る上で雇用の問題は大変重要であるというふうに考えております。現在、町で行っております雇用の取り組み状況でございますが、雇用促進奨励補助金や中小企業雇用安定助成金など雇用支援施策を設け、実施しているところがございますし、国の緊急雇用対策事業を通じ、雇用創出を図っております。ちなみに平成22年度は、雇用促進奨励補助金が10事業所、15名の新規雇用者を対象に270万円の補助を行っており、中小企業雇用安定助成金は22事業所、381名を対象に1,360万2,000円の補助を行っております。また、国の緊急雇用対策事業では、委託及び直接事業で13事業35名の雇用創出を行っております。このような状況を、私は国、府の支援により財源確保ができたことにより、雇用創出や雇用の安定が図られたものと認識しており、とりわけ中小企業雇用安定助成金は、当初は補助対象を、本社が町内に所在する事業所のみとしておりましたが、誘致企業も多くの雇用をお世話になっていることから補助対象に含めたことにより381人と、多くの雇用継続が図られ、誘致企業から評価をいただいていることも考えれば、本制度に踏み切ったことは非常に効果があったものというふうに認識しています。

次に2点目の当町の請負工事や備品購入について、できるだけ地元業者を優先すべきであるものの、地元業者で不可能な分野においては、町民を雇用されている業者を優先するなど、入札に係る条件や内容の見直しも必要ではないかについてお答えいたします。

当町では、地元業者で可能な請負工事や備品購入であれば、当然ながら地元業者を優先的に見積もりや入札の対象業者としておりますが、専門的な分野において地元業者では対応することが難しい内容のものであれば、町外業者を対象としているのが、そうした現状でございます。例えば請負工事を例に挙げますと、町が発注する際の基準として設けているものの一つに、その工事を施工するのに必要なレベルというものがありまして、それを図る基準としましては業者の格付というものをしております。この格付は町内業者のみ対象としており、その業者の施工能力を数値化した経審と呼ばれるものや、工事の売上高、雇用している技術者等によって実施しております。町外業者については格付をしないで直接指名することになりますが、この場合においても、先ほど述べました要素は大変重要であり、それらを指名委員会で審議しております。その中で発注者が特に重要視するものの一つとして施工能力の高さが上げられますが、これに付随するものとして、施工実績や保有施設、機械等も上げられます。つまり、どれだけその会社を信用して工事を任せられるか、ここに尽きるということでございます。議員がおっしゃるとおり、町外業者を対象とするときには町民を雇用されている業者を優先させることは、町の経済を循環させる意味からも重要であるというふうに思いますが、その前に発注者が求める、そうした施工業者のレベルというものがございますので、それを満たしていただくことが、まずもって最重要であるというふうに考えております。現在も指名委員会では、できるだけ地元業者を優先的に発注対象としていくなど、さまざまな研究を進めております。今後もそうした研究を進めていく中で、どうしても町外業者に発注しようとするときには、発注者が求める施工業者のレベルを確保していただくことは当然としつつ、そのほかの条件で盛り込むべき内容があるか、引き続き事務局を中心に研究を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上で家城議員への答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） それではまず基本条例につきまして、質問させていただきます。

この条例は、昨日の答弁でも、中小企業者と協働で立ち上げ進めていきたいという答弁でございました。現在、第5回まで会議が進められております。きょうもプロジェクトチームの会議が、夜あるということでお聞きいたしております。会議の参加状況、町長、ご存じでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 逐一の報告は聞いておりませんが、本日、そうしたプロジェクトの会議が持たれるということも聞いております。産業振興会議のメンバーの方で、自主的に、そうした中小企業条例策定の、そうしたメンバーとして名乗りを上げていただいて、積極的なお取り組みをさせていただいていると、9名の方で構成されているというような報告は受けております。そうした皆さんによる条例策定について、非常に期待をしているところでございます。

議 長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） 会議の報告書、私、毎回の分を見せていただいております。

第2回の参加者、委員さん24名に対し18名の出席でございます。第5回の会議では、委員さん同じく24名に対し11名の出席でございます。この数字は過半数にも至っておりません。ただ、この委員さんの中には、一般公募で、自分の力で一つの条例を立ち上げる中に自分たちの意見も生かしていただきたいという熱い思いを持って参加していただいております。委員だと思えます。委員の方の仕事の都合もあり、なかなか全員がそろってというわけにはいかないとは思いますが、結果的に一部の方の都合のついた方だけの意見でまとまってしまうのではないかなという懸念も感じております。地元企業商工業者が主体になり、意見を出し合って組み立てていくことが大事だと考えておりますが、その辺についていかがお考えでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 確かに中小企業振興条例の中には、そうした商工業者の方たちの参加というのは、これは不可欠でございますけれども、この条例策定の目的の中には消費者である住民の方、あるいは、そのほかの直接、業としておられない住民の方たちの意見も大変重要なポイントになるというふうに思っております。そうした意味で、多くの方のあらゆる分野から構成をさせていただいているということにつきましては、私自身はそれはいい方向だというふうに思っております。ただ、そうした出席の少ない状況があるという事実につきましては、やはりできるだけ皆さんの日にちが、大変取っていただくのは、それぞれ難しい状況かと思っておりますけれども、できるだけご出席いただいておりますので、それらについて今後、課の対応をもう少し工夫する必要があるかなというふうに思っております。

議 長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） 基本条例につきまして、私が何を言いたいかということでございますが、この基本条例は、一回目の質問でも言いましたように、中小企業振興に行政が地域に合った方向性を示して、それぞれの役割の中で、先ほど言われました行政、企業、また町民の方もそうでしょうし、それぞれの役割の中で連携を取って進めていくためのルール策定ということでありまして、条例を立ち上げることが最終の到達点ではないと考えております。でき上がったものをいかに有効的

に生かして活性化につなげていくことが大切ではないかというふうに感じております。

先ほど商工会の実態調査というのをいただきました。これはダイジェスト版になるんですが、こういうもんです。この中で今後の企業経営についてという問いがございます。その回答の中で、半分の方は、現状のまま継続するという意思の中で頑張っておられるわけですが、廃業したい、廃業する、また未定と答えられた方が約30%ございます。地域の地域の元気は企業のやる気だと思います。地域の企業がやる気になれる手助けができる条例づくりをしていくことが大事ではないかというふうに考えております。第5回目の会議では、寺島委員長が足元をしっかりと見詰め、10年先を見据えた素案づくりがしたいというように発言されておりますし、行政が策定を進める中で、地域の声を十分に生かした取り組みに期待するものでありますが、なかなか出席等の都合もあつたりとかいう中で、大変困難な状況ではあるかとは思いますが、ぜひ、これが有意義に、今後生きてくる条例策定につながるようにご努力をお願いしたいと感じております。

続きまして観光につきまして質問させていただきます。

昨日の杉上議員の質問にもあつたように、当町の観光資源はPRもかなりいろんな分野で浸透してきておりまして、全国でも丹後という地域が認められてきているのではないかなというふうに私個人は感じております。しかしながら、受け入れる側としての体制は、まだまだ不十分ではないか。観光トイレ、きのう出ましたが、もそうですし、1回目にも言いましたが、宿泊の問題もそうであると思います。そういった問題を、課題を挙げて早急に見直す時期ではないかと考えておりますが、その辺はいかがお考えでしょうか。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） まず、先ほどの中小企業振興基本条例の件ですけれども、これは、この産業振興ビジョンの中で経済活力が地域内を循環する産業振興を目指したいという思いの中で、そこでは地域経済の活性化に取り組む、そうしたことは町ぐるみでやっというところと、協働でやっというところとでございます。ですから、そのキーワードとしては地産地消、あるいは地域内循環、あるいは地域内連携という考え方を盛り込んでいきたいという、そういう思いがございます。ということは、商工業者の方が魅力あるサービスや、あるいは製品、商品を提供される。それに対して、町民の皆さんも地元で買う、そして地元の商品を、あるいは、そうしたものを生かして経済効果を上げていこうということでございますので、中小企業の皆さん、あるいは商工業者の皆さんだけの会議であれば、そういった視線が欠けてしまいますので、できるだけそういう意味で消費者である住民の方たちも入っていただく中で、お互いに連携して、そして、その地域の活性化を図っていこうということでございますので、そうした意味で、できるだけ多くの、そうした住民代表の方に入っていただいて、そうした意見を述べていただく、それをどう生かしていくかということが、この与謝野町らしい、そういう条例の作成になるのではないかなというふうに思っておりますので、そうした視点を忘れないように、今後の会議においても、できるだけ出席方をお願いするということをしていきたいなというふうに思っております。それと、今、確かに観光の面におきましては、そうしたもともと観光地を抱えている市、町とは違いまして、与謝野町の場合には観光という意味では後進的なところであろうというふうに思います。そうした意味で少しでも来ていただく方が気持ちよく、また、行きたいなという思いをしていただくためには、そういうインフラ整備というものは大事なことであるかと思っております。いつきにすべてはできま

せんが、できるだけそうした整備につきましても計画的に進めていくような、そうした取り組みをしていきたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） 一番、旅で楽しみの、一番と言ったら僕だけなんかもわかりませんが、楽しみの一つとして食べることが、やっぱり上がってくるのではないかなど。丹後全体を見ますと結構いろんな食べ物があるんですが、この与謝野町に来て何を食べたらええんだというような話を聞かれますが、即答するのが余りできないような、今、僕の状況でございます。例えば宮津市では数軒の飲食店が集まって、今はやりのB級グルメでカレー焼きそばを売り出しておられ、テレビの取材等も来られたりして、商売の活性化につながっているというような話も聞きますし、そういったものをぜひ、地元の業者さんとも話し合われる機会を持たれ、そういった、また違った面でのPR、売り出しをしていくことも大事ではないかなというふうに考えております。

また、観光協会におかれましては、日ごろの取り組みに対して大変敬意を表するものでございまして、ホームページを見せていただきましても大変わかりやすく、町の特徴や魅力を十分にPRしていただいておりますのではないかなと思っておりますが、残念ながら町で何を食べていいかというようなところは全くなく、グルメサイトにアクセスするだけ。そのサイトにアクセスしても町内の飲食店は出てこないというような中で、大変、この町に来てくれということは簡単ですが、来られた方に対してどうしていくんだということを、まず考えていかないと、観光という言葉は成り立たないのではないかなと思っております。また、これ、協会がつくられた「与謝野モダンの旅」という観光パンフレットですが、これを開けましても、食べる物は一切載っておりません。ただ、町の魅力はいっぱい書いてありまして、ここへ行きたいな、あそこへ行きたいなという気持ちにはなるんですが、食欲が優先します私にとっては、何を食べたらいいんだろうかというような気持ちでございます。ぜひ取り組みをしていただきたいと思います。

あと、当町においてもすばらしい観光資源もあり、魅力もあるわけですが、丹後全体で考えてみますと、さらに魅力ある観光地として全国でも誘致のできる場所ではないかなということを考えております。ある旅館の経営者の方が、うちの町がよければ、うちの旅館がもうかるという考えは全くないと。丹後にお客さんが来られるから、うちの旅館ももうかるんだという思いで常に丹後に人が来ていただけることを考えているということをおっしゃっておられました。そういった、やっぱり自分だけがという気持ちじゃなく、丹後全体で大変多額の負担金も払っておる中で、やっぱり一つの町としてこういう、必ず天橋立に来た、与謝野町に必ず寄っていかんなんの、また、その後、伊根のほうに行くとか、そういうような与謝野町というのが忘れ去られないようなこんだけすばらしい資源がいっぱいある町ですので、ぜひそういった取り組みを、担当の課のほうでも進めていただいて、ぜひ与謝野町にも多くの人に来ていただけるようなことを取り組んでいただければなと思っております。雇用につきましては、先ほどいろいろなお説明をいただきましたが、私が一番言いたいのは、当然、今、働ける場所が非常に少ないというような中で企業を育成していくということも大事ではないかなど。例えば建設、先ほど例を挙げられましたが、レベルがどうだとか、設備がどうだとかいう分野に話が来たわけですが、それよりも大事な、地元企業を育成していくとか地元雇用につながるこういった考え方を、今後、優先していつて見直していくようなことが必要ではないかなという思いでおるわけですが、その辺は再度いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 確かにおもてなしの部分で、非常に食の部分については、お米をつくったり、野菜をつくったりという、原料をつくっておりますし、じゃあそれを加工してどう提供していくかというところについてのPR、あるいは、そうした取り組みが今のところまだなかなか進んでいないというのが現実だというふうに思います。しかし、こうした観光産業ビジョンをつくったり、あるいは丹キャンの中で、この与謝野町をPRしていくという取り組みにつきましては、その時々、やはりこの地元の企業の方たちも出ていって、いろいろとPRをしていただいているという、そういう段階であろうかなというふうには思っております。きょう、あれですけれども、この6月15日に京都府の肝いりで、京都、丹後、食の王国、食の大商談会の開催が丹後あじわいの郷で開かれます。これは日本フードサービス協会が主に中心になって、丹後のそうした食、外食産業の発展と豊かな、そうした食文化の創造を貢献するために、丹後のそうした地で発掘、あるいはそうしたものを盛り上げていこうという、そうした商談会でございますけれども、この中で多くの、24ほどあります中で、参加されている段階の中で、与謝野町からは京都祐喜さん1社でございます。こうした状況を見ましても、やはりみずから攻めていこうという、そういう思いを持っておられる方が、いいものはたくさんあるんですけれども、そういう方が少ないのかなと。やはりこうしたことに対する、やっぱり取り組み、あるいはPR、地元の方を育てていくという意味で、そうしたことが必要じゃないかなというふうに改めて今、感じているところでございます。それらも含めて今後、観光という面につきましては、もっともう少し力を入れる形で進めていく、育成していくというような、それに力をかけていくという、そうした姿勢が必要じゃないかなというふうに思っております。

それから2点目の雇用の部分でございますけれども、家城議員のおっしゃる部分は大変重要なことではないかなというふうに感じております。しかし、それをどう継続していくかというところが非常に難しいところで、それぞれの今の企業の皆さん、あるいは新たにしようと思う企業の皆さんの、そうした心意気といいますか、まずは、それが大変大事なところではないかなというふうに思いますので、そうしたものも含めた検討も今後、必要ではないかというふうに思います。

議 長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） 今回、条例、また観光、雇用という分野で産業振興にかかわる質問をさせていただきましたが、どれも今後、町にとって大事な分野であり、大変関心も興味もございます。また、そういった中で、町がよい方向に進んでいくことが一番大事じゃないかなと。今回、この質問をさせていただくに当たりまして一番、私が伝えたかった分野、伝えたかったことというのは、行政、また地元の企業や業者、そして我々町民、それぞれがそれぞれの役割の中で何ができるのかをいま一つ見直した中で、与えられた責務を一体の中で取り組んでいく、それが産業振興も含め、まちづくり全体の基本ではないかなというふうに感じております。時間がございませんので最後に手紙が、私に宮城県の塩釜市から届きました。この方は商工会の方で、私が以前、商工会に勤務しておりますときにおつき合いのあった方でございます。大変厳しい状況の中で、津波は2メートルぐらいで、比較的緩やかだったという表現をされております。周りの方は家族が亡くなったり親戚が亡くなったり。この方は家族も幸い無事で、家も1階はもうすべて使えんようになったらしいですけれども、2階がまだ住めるという中で、いかに自分が恵まれているかというような

こともお書きになられております。5月下旬あたりから会員さんの各事業所も営業を再開できるお店が出てきましたと。そういった中で若干塩釜の産品を、私のほうにもお礼ということで送っていただいたんですが、こんな時期に、ましてや被災者の方に、私は逆にお礼をいただくようなことは申しわけないし送り返そうかなと思ったんですが、この手紙の最後に、こういったことが書いてあります。「同封しました品々は塩釜でつくっているものであります。少しばかりですが、地元のを地元の間人が購入することも一つの支援、また、それらを他県の方に食べていただき、PRしていただくのも支援だと考えております」ということでつづってあります。テレビ等でしか私たちは地震の現場を見ることは、今できてませんが、実際この場に行けば多分想像つかないような状況ではないかなと。ましてや自分の家が1階も使えないような状況で、また近所の方、周りの方が家族や親せきを亡くされたり、いまだに病気の伏せられたりというような中で立ち上がろうとされております。この手紙の一番最後に、「一人一人の力は微力であっても、それが集まったときにはすごい力になると信じていますと、今後も産業振興に当然かかわっていくわけですが、そういった思いを持って頑張っていこう」ということで書いてございます。我々も当然、議員として、自分たちの役割の中で何ができるのかということのを常に考え、取り組むことが大事ではないかと思えますし、また、行政におかれましても、そういった取り組みで、それぞれの役割というものを目指しながら日ごろの業務に当たっていただければどうかなという思いで、今回の質問をさせていただきました。そういった中で、時間がなくなりましたので、これで私の質問を終わりますが、ぜひ、条例一つ取りましても、すばらしいものにでき上がるようお願いいたします、質問を終わらせていただきます。以上です。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） この中小企業振興基本条例につきましては、やはり一人一人の、やはり与えられた責務を、この町を盛り上げていくために今、自分が何をすべきかということを見直していただき、そうした大事なルールづくりだというふうに思っております。そうした意味で、今おっしゃったような形で、小さな力が集まれば大きくなりますので、そうした意味で、それぞれが与えられた責務をしっかりと、お互いにルールを確認しながら進めていくような、そんなまちづくりがしていきたいというふうに思っております。

それともう1点、先ほど丹キャンのいろんなお話がございました。実は昨年、丹キャンが実施しております丹後ふるさと検定というのがございます。受けてみました。通りました。それをなぜ受けようかなと思ったのは、やはり私もよそから来た人間ですけれども、知っているようで、本当に、この丹後の宝、よさというものを、知っているようで知らないということ、やはりきちっと知っておきたいという思いから受けたんですけれども、ぜひ、議員の皆さん方も足元を見詰めるという意味でも、受かる受からないは問題でなくて、ふるさと検定の雑誌がございますので、やはりそれを見ながら一定の知識を身につけるといことは非常に大きな力になるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひチャレンジしていただきたいなということをつけ添えまして、答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） これで家城功議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。10時45分まで休憩をいたします。

（休憩 午前10時29分）

(再開 午前10時45分)

議長 (井田義之) 休憩を閉じ、本会議を再開し、一般質問を続行します。

次に2番、和田裕之議員の一般質問を許します。

2番、和田議員。

2番 (和田裕之) お疲れさまです。

議長のお許しをいただきましたので、通告に基づきまして私の一般質問を行わせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

今、国民一人一人に突きつけられている大きな課題は原子力とエネルギー問題です。福島第一原子力発電所で発生した事故は、福島県をはじめ日本全国に深刻な不安と被害をもたらしております。すべての情報を公開し、専門家の英知を集結し、一日も早く危機的な事態の収束を図らなければならない状況となっています。この事故は地域に住む多くの住民の方々が避難を余儀なくされ、不自由な避難生活を強いられております。故郷を汚染され、見えない放射能の不安におびえる毎日を過ごしておられます。いつになったら帰れるのか、農業ができるのか、仕事が再開できるのか等、先が全く見えないという状況に置かれ、復興のめどさえ立っていない状況でございます。また、産業への被害や風評被害は、単に近隣住民だけの問題ではなく、日本全体にも甚大な問題となっております。

果たして、この福島原子力発電所の事故は想定を超えた自然災害による事故でしょうか。事故のマグニチュードの発表は8.3を皮切りに、8.4、8.8、そして9.0へと、次々に修正がなされていきました。地震の揺れは2,933ガルという数値で、東電の想像していた600ガルを大きく超えております。非常に大きい規模の地震ですが、しかし3年前の宮城内陸地震では、加速度史上最大の4,022ガルを記録しております。ガルとは、ご承知のとおり加速度の単位で、人やものにかかる力、揺れをいいますが、今回は決して想像を絶するようなものではありません。原子力発電所における安全性は、とめる、冷やす、閉じ込めるが正常に機能して担保されております。決して想定外で済まされる問題ではありませんし、原子力発電所の事故は決して許されるものでもありません。

そもそも核エネルギーの実用化はもともと戦争のために開発されたものであり、最初の実用化は核兵器です。そして、次に動力炉に使われたのが原子力潜水艦でございます。そうした開発はもともと戦争のためのもので、安全性は二の次で、安全性を十分に考慮しないでつくった原子炉には大きな弱点もございます。

軽水炉型原発には沸騰水型原水炉、そして加圧水型原水炉がありますが、今回、起こした福島はテレビでも何回も図面での説明があつてご承知のとおり、沸騰水型の原子炉が採用されております。一方関西電力では加圧水型の原子炉を採用しております。原子炉の中でウラン燃料を燃やすわけでございますが、運転をとめるときは制御棒を押し込んで核反応をとめるわけですが、その状態でもウランから生まれた核分裂の生成物は膨大な熱を出し続けます。ふだんは条件が整っていればコントロールできるわけですが、いざというときに水の供給がとまったら膨大な熱が出たままの状態となり、暴走が始まり、炉心溶融となり、重大な場合は放射性物質の外部への拡散を引き起こします。これは軽水炉が持っている構造上の本質的な弱点、難しい言葉で言うと熱水力学的不安定性といい、いざというときの安定性がない。原子力エネルギーの利用は絶

対に安全とは言えないことがアメリカのスリーマイル島の原発事故と今回の福島で実証されたのではないのでしょうか。

また、もう一つの弱点が、使用済み燃料の適切な処理方法もないことです。100万キロワットの原発が1年稼働すれば広島型原発1,000発分の核廃棄物がたまり、現在では、これを処理することができず保管するしかありません。高レベル廃棄物には半減期が数万年にも及ぶものもあります。産業廃棄物の始末ができないような利用の仕方が本当に完成した技術といえるのでしょうか。この危険な相手の管理能力が世界で一番ないのも日本なのです。

日本共産党は1976年から国会で、安全神話にのっかかった日本の危機管理のずさんさを告発し続けてきました。そして昨年5月の国会質問では、電源喪失による炉心への重大な事故に備えて、直ちに安全対策を計8回にわたり警告をしてきました。残念ながら政府は、この警告に対し対策をとらなかった結果、今回の結末となったものであります。昨日の塩見議員の一般質問でもございましたが、安全神話は崩れ、低コストで発電できると言われてきたことも、核廃棄物の処理や事故を起こしたときの賠償金を考えると、決して安いコストと言えるものではありません。どんなに高度な技術でつくられたものでも、人間がつくったものであり、絶対に壊れない、事故を起こさない保証はないのではないのでしょうか。

また利潤第一主義の怖さも今回、明らかとなりました。資源の少ない日本で原子力発電に依存してきたことは事実であり、私たちが利用している関西電力における原発の発電電力は51%であり、日本の電力会社でも一番、原発依存度が高いわけがございます。ご承知のとおり、この原発は福井県の原子力発電所にあります。大飯発電所が23%、残りの28%が高浜、美浜、敦賀原発であり、全国54基の原発のうち26%もの14基が集中しております。これらの発電所は活断層から1キロメートル以内にある危険性の高い場所にあり、5月11日の経済産業委員会でも危険性を認められたものでございます。また若狭湾では、これまで津波被害はないとの考えで十分な津波対策がなされていないのが現状です。しかし、天正3年の天正大地震で被害があったとの文献の存在が発覚しております。万一、これらの原発で事故が発生すれば、当町も30キロメートル圏に入り、80キロメートルから100キロメートル圏に京都府全域が含まれます。行政は住民を守る立場であり、また町長は、安心・安全の町を掲げられておりますが、今回の原発事故を教訓に原発に依存しない、原発ゼロを目指すエネルギー政策を目指し、原発から住民の命と暮らしを守る計画を立てるべきだと私は考えております。

そこで、次の点についてお聞きしたいと思います。いまだ終息のめどが立たない重大な原発事故についてどのように受けとめられておられるのか。

二つ目、今後、原発に依存しない、原発ゼロを目指すエネルギー政策についてどのように考えておられますか。

三つ目に、関西電力に安全神話をやめ、安全対策をとるよう申し出はできないのでしょうか。

四つ目に、防災計画に原発事故から住民の命と暮らしを守る計画を取り入れるべきではないのでしょうか。

以上4点を、1回目の私の質問とさせていただきます。よろしくご答弁のほど、よろしくお願いいたします。

議長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 和田議員ご質問の原子力とエネルギー政策についてお答えいたします。

1点目のご質問、いまだ終息のめどが立たない重大な原発事故についてどのように受けとめられておられるかでございますが、議員同様に東日本大震災による福島第一原発の事故につきましては、あらゆる面において想像をはるかに超えた事故であり、今後このような事故は絶対にあってはならないこと、起こすことがあってはならないことであるというふうに認識しております。放射能の影響により住みなれた家から避難せざるを得ない方々も非常に多く、また、放射能の影響による風評被害も非常に深刻であり、一日も早い事故の終息と原発周辺の地域の一日も早い復興を祈念しております。

次に、ご質問の2点目、今後、原発に依存しない、原発ゼロを目指すエネルギー政策についてどのように考えておられるかについてお答えいたします。

昨日の塩見議員のご質問に対するお答えと重複する部分があるかと思いますが、今回の大震災が、原発の安全神話のもとより、我が国のエネルギー政策を根底から覆す大災害でありましたので、議員ご指摘のとおり、菅首相も早速、さきのフランスで行われました主要国首脳会議に先立って、原発に頼らない自然エネルギーの普及に向けて、日本中の設置可能な約1,000万戸の家の屋根すべてに太陽光パネルを設置することを目指すと言及するとともに、自然エネルギーの全発電に占める割合を現在の9%から、2020年代のできるだけ早い時期までに20%にする目標を表明しております。この目標は昨年6月に改定されたばかりのエネルギー基本計画を大幅に前倒ししようとするもので、当町といたしましても歓迎すべきものと思っております。

議員、3点目のご質問、関西電力に安全神話をやめるよう申し入れるべきではないかでございますが、関西広域連合では4月8日に関西電力に対し原子力発電等に関する緊急の申し入れを行いました。町といたしましても関西広域連合同様に、関西電力に対して、原子力発電所等の安全の確保については、福島第一原発事故のような想定外の事態とならないよう、地震及び津波に対する、より一層の安全性向上対策に万全の措置を講じてもらいたいというふうに考えております。与謝野町は一番近い高浜原発からは三十数キロの距離にあります。今回の福島第一原発では原子炉冷却のための電源喪失が大きな要因であり、特にとめる、冷やす、閉じ込めるの機能については想定外の事態が発生しないよう、二重三重の安全性の向上対策に万全を期してもらいたいというふうに考えています。今後、町としましても、京都府や近隣市町と連携を取りながら声を上げていきたいというふうに考えています。

議員4点目のご質問、防災計画に、原発事故から住民の命と暮らしを守る計画を取り入れるべきではないかでございますが、京都府では4月13日と4月27日に地域防災対策の見直しに係る専門家会議を開催し、その会議を経て5月20日に京都府防災会議を開催し、原子力発電所防災対策暫定計画を緊急に策定し、今後、専門部会を設置の上、地域防災計画全般を見直すこととしております。この暫定計画では、今後、国において福島第一原発事故の詳細な原因究明などの検証を踏まえて、原子力災害対策に関する国全体の指針、指標、基準等が示されることとなるが、緊急の課題に対しては、国の検証を待つことなく講ずるべき対策を定めることとしたものでございます。この計画では、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲としましては、原子力発電所からおおむね20キロメートルとされ、高浜原発からの距離でいえば宮津市の由良付近までが、

その範囲とされています。本町は20キロメートルの圏外ではありますが、最悪の事態を想定し、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲の対策に準ずる計画を策定する必要があるというふうに考えます。今後、地域防災計画の見直しを進める中で京都府及び近隣市町と調整し、原発事故からの住民の皆さんの命と暮らしを守る計画策定を進めていきたいというふうに考えます。

以上で和田議員への答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） ご答弁ありがとうございます。

きのう塩見議員さんのほうからもございましたけども、町としてできること、また、町長が、この地域に合った発電方法というのは、どのようなことをお考え、もしありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今までにもいろいろな住民環境課を通じての取り組み、それ全部ではないですけども、可能なことができないかなということで風力発電、あるいは太陽光発電等々、実験的な形で進めようとしたこともございましたけれども、なかなかこの雨の多い、この地域においてピタッとくるものがなかった。それと昨日、塩見議員のほうから水力を使った発電というようなこともありますし、宮津市さんが今、考えておられますバイオマスにおける発電、あるいはそのほか火力を通じた発電、いろんな方法があるかと思えますけれども、これが一番いいというようなそうした根拠、あるいはそうした絞り込みもしたことはございませんので、あらゆるそうしたものについて可能性がどの辺まであるのか、それらについても、いろんな他の施策と絡める中で考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。お答えにはなかなかありませんけれども、それらをやはり今後、変換していく中で、どういったものが一番適切なのかというところは重要な課題であるかというふうに認識しております。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） はい、ありがとうございます。

いろいろどれがええというのは、なかなか難しいんかもわからないし。菅総理もおっしゃってりましたとおり1,000万戸ですか、太陽光発電を導入すべきだとかいうあれがあったとおりなんですけど。確かにここ丹後では日照条件等、あれなんですけども、今クワハウス岩滝で太陽光発電を実施されることになつとると思うんですが、これで啓発ができて、1件でも多く、そういうお宅ができればええかなというふうに考えとるんですが、ちょっと計算してみると、単純な計算なんですけど、福島第一原発、これが6基で合計出力が4.7ギガワット、4,000メガワットになるんですけども、現在、今、日本には80万軒あるというふうに言われとるんですが、この一日4キロワットのパネルを上げたとして、1日3時間という計算を出しますと、800万軒に上げれば福島の発電量に当たるという、これ単純な計算なんですけども。ですから、確かにコストが一件当たり高いものですし、これを今80万軒あって800万軒までもっていこうとすると720万軒、新たに設置ということになる一軒200万円として720万軒ということになりますと14.4兆円という計算になるかとは思うんです。なかなか太陽光発電というものに、これを原子力におきかえるということになると、なかなか難しいとは思いますが、日本には、ご承知のとおり火山国ですので、アメリカに次ぐ世界第3位の地熱資源大国と言われ、試算によ

ると2, 000万キロワット相当、原子力発電所の20基分の地熱資源量があるとされており
ます。いろんな立地や規制面などで、なかなか進んでないという現状があるとは思いますが、今
後いろんな研究がなされて、いい方法が出てくればよいなというふうに考えております。

次にですが、関西電力のほうはいろいろと今、今回の事故を受けて総点検等、非常時の予備電
源、移動可能な空冷式の非常用発電機、電源車両などを配備されておるようですが、地震に対し
てだとか、津波の被害というのは想定されてない面があるのかなと思っている。もしこれが福井
で起こった場合、本当に我々も大変なことになるなと思うんですが、改めて危険性というか、ど
のようにお考えでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） いろいろと想定がされて、そうした範囲というのもの、20キロメートルという
ような範囲が示されておりますけれども、実際に起こった場合、本当にそうした範囲だけで済む
のか、当然その範囲は風だとか何とかなによって、我々もテレビでしか知りようがないわけでは
ないけれども、そうした中で考えてみますと20キロメートル範囲内にはないから安全だとは言えな
いでしょうし、また、そうしたことで風評被害ということも非常に大きな社会的な問題になって
おります。そうしたことを考えますと、そうしたことが起こらないことが、まず第一でございま
すので、それらに対しては、やはりきちっとした対応が、備えあれば憂いなしで、今回の事を教
訓にして、すぐにどうこうということではできないにしても、早急なる対応を考えていただきたい
というような申し入れは当然すべきだというふうに思いますので、それらも他市町と、それか
ら京都府も含めました広域の中でやってまいりたいというふうに思っております。特に滋賀県あ
たりも、本当に近くでございまして、そうした危機感をお持ちだと思いますし、そうしたとこ
ろと力を合わせてやってまいりたいというふうに思っております。実際に起こったときに、その
方たちが、また退去されるようなときには当然、我々の地域も関係ない地域ではなくなるという
ふうに思いますので、同じ問題意識を持った中で事を進めてまいりたいというふうに思ってお
ります。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） ありがとうございます。

今回のあれで20キロメートル圏内という京都府のほうで広げられて、先ほどおっしゃったよ
うに、確かに天候だとか風向きで与謝野町も被害を遭うというケースが出てきます、もちろん。
それでモニタリングポスト、これが現在7カ所設置されたわけですが、これ、新たに3カ所ふえ、
宮津も入るわけですが、やっぱり目に見えない放射能ということで、ここら辺のあたりの方々で
も怖いという感覚がある方がいらっしゃるようにお聞きしとるんですが、与謝野町にも、これは
あったほうがええんじゃないかなというふうに私は思うんですが、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今のところ、あればこしたことはないでしょうけれども、今までになかった宮津
の庁舎のほうに、そうしたものが設置されるというふうにお聞きいたしておりますので、そう余
り距離的には違わないので、そこのデータである程度のことが予測できるんじゃないかというふ
うに考えております。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番 (和田裕之) ありがとうございます。

あと、きのうも発言あったかと思うんですけど、ハザードマップ、これに関しては洪水ですかね、主に。なんで、例えば津波も過去にあったという経過がございますし、原発防災という観点からも、ハザードマップというのをもう1回やっぱり調査してつくり直すという、こういうようなことが必要ではないかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

議 長 (井田義之) 太田町長。

町 長 (太田貴美) ハザードマップもですけども、昨日も申し上げましたけれども、やはり与謝野町の防災計画の中に、今まで抜けておりました津波、あるいは原子力発電所の事故による、そうした放射能問題等につきまして、やはりそれらの対応もきちっとうたうべきだろうというふうに思いますので、そうしたものを作成する中で、必要とあれば、そうしたハザードマップ等も一つの判断材料になろうかと思っておりますので、今のところどういう形がいいのか、ちょっと私自身も承知がきちっとできておりませんが、今までのハザードマップも見直す必要があろう、そういう場面も出てくるだろうというふうに思いますし、それらを計画を立てる上での一つの根拠として考えさせていただきたいというふうに思います。

議 長 (井田義之) 和田議員。

2 番 (和田裕之) 本当に町民の皆さんの安全を守るという意味でも、万一の対策、対応ができるようにしていただきたいと、よろしく願いいたします。以上で私の質問終わります。ありがとうございます。

議 長 (井田義之) これで和田裕之議員の一般質問を終わります。

次に1番、野村生八議員の一般質問を許します。

1 番、野村議員。

1 番 (野村生八) 私は通告に基づきまして、防災対策について町長に質問をいたします。

東日本大震災は2万8,500人以上の死者と行方不明者を出し、避難者は依然15万人以上と大変な状況になっています。改めてお見舞いを申し上げますとともに、日本共産党としても復興支援に全力で取り組んでいきたいと思っております。東日本大震災は3県の被災者や被災地だけではなくて、日本社会全体に多くの被害や困難をもたらしています。その最大の困難が原発事故の問題ではないかというふうに思います。一日も早い全体の復興、そして原発事故の終息、そのための支援が、今、求められています。原発の問題については、和田議員が先ほど取り上げられました。また、多田議員も昨日、災害の問題で取り上げられました。それらの質問や答弁を踏まえて、それらの問題以外の問題について質問をいたします。

東日本の大震災への、まず支援について質問いたします。この復興支援について、あるいは、この被害から住民の命と財産を守る、このことが自治体本来の役割として求められているというふうに思います。こういう立場から質問をいたします。

日本共産党としても、今、支援に全力で取り組んでいますが、義援金については6億6,000万円を集まり、岩手、宮城、福島県の3県と82の自治体すべてに直接届けて、さらには22の農業協同組合、46の漁業協同組合に届け、そして、要望をお聞きをして取り組んでまいりました。その中では、例えば救援復興は一市町村で対応できるものではありません。前例にとられない国の対策をお願いしたい。また漁業を再開するにも新規に借金が必要です。少なくとも

今までの債務は何とかしてもらわないと、どうにもなりません。こういう多くの深刻な被害の実態、また切実な要望が出されて、それをもとに国会でも取り組んでいます。

そういう中で、例えば、今こういう復興支援とは反対の問題も生まれています。例えば義援金を理由にして、今まで受けていた生活保護が打ち切られるということが生まれています。これは南相馬市で起こっていますが、同市の夫妻が義援金が、収入とみなされて、5月27日に生活保護を打ち切られました。この方は心筋梗塞の持病がだんなさんにはあって、胆のうを切除する手術もしている。月に1回の通院と投薬が必要で生活保護が命綱だと。6月3日に入る予定だった保護費が入らずに困っている。東電の補償金はあくまで仮払いで、当てにはならないお金、返してでも生活保護を継続してほしいと、こういうことを訴えておられます。奥さんも大腸がんの手術をして内科に通院をされているそうです。不安で眠れない、こういう声が出されています。

共産党の赤嶺国会議員は、この問題を厚労相に問うて、「被災者は必要なものを用意する自立更生に義援金を当然使うだろう、収入にはならないと、そういう形で処理されていくと思う」と、こういう答弁を引き出しました。こんな形で、まさに被災者、そして地域の国を挙げての今までの例にとらわれない復興支援が求められている中で、こういう事態が起こっている。こういう問題も大きな問題であり、これを打開し、真に復興支援に取り組むことが求められていると思います。この復興は生活の再建とともに、地域の再建こそ復興の土台であり、個人保障の抜本的な拡充とともに、中小業者や農林漁業など地域産業の再生、そして、このことによる雇用の創出、そしてまた地域のコミュニティを再建する、そのことが大変重要だというふうに思っています。

ところが一方で、こういう復興とは違う復興のやり方で進められようとしています。宮城県では、財界系のシンクタンクと県が一体で県民不在の復興計画が今、進められています。特区をつくり、そして民間企業が自由に参入できる。農業についても農地を買い上げて法人化を進める。漁業についても法人化を進める。こういう形で国際競争力のある、国内外に誇れる経済圏を創成する、こういう復興計画での進め方がされています。こういう中で、例えば漁業者は、組織をして法人を設立する、こういうことを言われるけども、私たちは漁業をやりたいんだ、これを続けたい、ここに住みつく漁師、こういうもんであって、会社というのはもつてのほか、こういう声が出されています。こういう中で、先ほども言いました二重ローンを何とか解決してほしい、こういう声にこたえる復興のやり方こそ、今、求められているのではないのでしょうか。工場などの生産手段を失った企業が事業再生のために必要な融資を受けられる、そのためには、今までの借金との二重債務、こういうことを解決しないと新たな債務を発行することはできない、これが地元の信用金庫から出されています。まさに、こういうことをクリアしていかないと、地域経済、中小企業の再建復興は成り立ちません。きょうの新聞でも政府はこういう問題に着手を始めるという報道がされていますが、まさに中小業者、農林漁業、こういう地元からの復興再生に力を尽くすことが求められているというふうに思います。こういう中で与謝野町としての支援の取り組み、これをどのように進めるのか、この点について、まずお聞きをいたします。

既に今議会の冒頭に、町が取り組んできたいろんな支援の内容、人材の派遣、募金、そういう点については報告がされていますし、そして、こっちに來られた被災者への支援、見舞金の、そういう取り組みも既に提案がされています。そういうことは、したがって省きまして、私はボランティアの問題についてお聞きをしたいというふうに思います。知事も物資から人へという形で

言われて、人材を派遣することが、今、緊急に求められる最大の問題、こういうふうに言われています。町でもそのために取り組んでおられます。一方で、民間のボランティアが、そういう点では今、本当に求められています。多くの会社でも、このボランティア派遣に取り組んでおられますけども、どうしても個人で勤めておられる方が行くとなれば、週末、あるいは連休を使わなければ行けない、行くことができない、こういう状況にある。そういう中でも、今30万人以上のボランティアが被災地で既に活動した、こういうふうには報道がされています。企業の中では、ボランティアに行く方々を、いわゆる有給休暇、あるいは出勤扱い、そしてまた派遣の費用、こういう形で支援をする会社も大変多く生まれています。また、行政としても、このボランティアを派遣するということに取り組んでいるところも生まれています。米原市ではバスをチャーターしてボランティア保険や、そして交通費の補助も含めて、一人7,500円の費用は要るということですが、そういう形で、職員だけではなくて、民間のボランティア派遣にも、行政として取り組んでおられます。こういう形で、また京都府でも地域力再生プロジェクトの中に、このボランティアを取り込んで、こういうことに実行していただく団体への助成に取り組んでおられます。こういう点を考えても、与謝野町としても、きのう町長が言われたように、できる支援をしていくという立場で、民間のボランティアをどれだけ現地に派遣するかということが求められているのではないのでしょうか。日本共産党でも、この11日から第一陣として相馬市、いわゆる放射能の被害に遭っている地域ですけども、ここに派遣をいたします。来月には、マイクロバスで派遣したいと思っています。私も行きたかったんですが、残念ながら議会開会中ということで、来月には、ぜひ参加したいというふうには思っています。こういう取り組みについてはどのようにお考えでしょうか。まずお聞きをいたします。

二つ目に震災対策の見直しの問題で質問をいたします。先ほどもありましたが、今までにないマグニチュードが9、震度としては7、大変な大規模な震災が生まれた。そういう点では、震災対策そのものの計画の見直しも必要だろうと思いますが、私は、この点では、耐震の問題、この点に絞って質問をいたします。なかなかこの耐震計画の中で進みにくいのが民間の耐震改修、これがあるというふうに思います。行政のほうでは学校や保育所など、次々と耐震改修を進めていただき、学校でいえば、加悦中学校を建てかえて、それに臨むということで、ほかの市町村に比べても、先進的に取り組んでいただいているというふうに思います。しかし、民間の耐震改修の進みぐあいは、やはりほかの地域と同じように大変困難な課題になっているのではないのでしょうか。与謝野町では、住宅改修助成制度を創設をされて、今まで答弁されたように、大きな効果が上がっています。この中身を分析すると、予想外に雨漏りの改修の工事が多い。これが今まで、当然、雨漏りですから、やらなければならない工事であってもやれないということで我慢してきた。こういうことが、一気に、この助成制度をつかったことによって解消されたと。まさに家を長い間使っていける大きな効果が生まれたというふうに思います。こういう内容をしっかりと検証して、住宅改修助成制度は3年間の時限立法としてやられるということは聞いていますが、その内容、制度、姿勢、これを受け継いで、まさに耐震改修の、これを促進させる新たな取り組みが非常に大事ではないかなというふうに思いますが、これについてのお考えをお聞きいたします。

3番目に、津波対策の抜本的な取り組みについてお聞きをいたします。この問題は、多田議員が既に質問されて、答弁がされました。私はとりわけ、先ほども、きのうも答弁されましたが、

この問題では、安全神話、あるいは想定外、こういう問題をどういふふうに見るのかということが非常に大事だろうというふうに思っています。この点で関西電力の姿勢についてはもう少し指摘をする必要があるというふうに思っています。今、ネットを開けば、物すごい数の、この関西電力の姿勢に対する批判、あるいは記事が出てきます。いわゆる福島で事故が起こった。早々にですね、日本海では津波は来ないから関電の原発は安全だという、これをビラをつくって職員に地元配らせる。全くその検証することなく安全神話を、いまだに捨てない、これが残念ながら関西電力の今の姿でないでしょうか。町長は安全神話は崩壊した、与謝野町行政としては、そういうふうに見ておられますが、関電は安全神話は崩壊していません。そしてNHKの番組で言われた天正の大震災、大津波、こういう問題が指摘をされる中で、科学的な検査をするという今までの言ってきた津波はないということから、ようやくその第一歩は踏み出しました。しかし、この中身を見れば、検査をするまでもなく、こういう今までの過去の事例があり得るという立場に立って直ちに対策をとる。この姿勢が、私は大事ではないかなというように思いますが、関西電力は、いまだにそういう状況にはないのではないのでしょうか。この日本海の震災の問題をずっと調査をすれば、今まで言われている兼見卿記とかフロイスの日本史以外にも、多くの文献の中で、古文書の中で、この問題が取り上げられています。いえるというふうに言われています。日本の多くの本が一堂に集められている最高の場所として国会図書館があります。この国会図書館で検索をかけても、次々と、そういう内容が生まれてくる、こういうふうに言われています。例えば、その中の一つにイエズス会の日本書。こういうことを書いた中には、若狭の国には海の近くに大きな町があって、町全体が恐ろしいことに、山と思われるほど大きな波に襲われてしまった。そして、その引き際に家屋も男女もさらって行ってしまい、塩水の泡に覆われた土地以外には何も残らず全員が海中で溺死した。こういう記載がされているわけです。まさに関電は、このときの地震は内部で起こった地震だから津波はない。こういう立場で津波がないと書かれている文章を参考にして、日本海には津波はないと、こういう安全神話を振りまいてきました。しかし、こういう内容を検証しても、まさに日本海にも津波は起こる。福島並みの津波は起こる、こういう立場こそ必要ではないかと思えます。先ほど町長は想定外という答弁を、あつてはならないということ答弁されましたが、大事なのは、何を想定して、その想定を超える想定外、このことが大事ではないでしょうか。まさに津波の問題で言えば、こういう過去の文献からして検査をするまでもなく、こういう津波が来ると想定した上に、これよりも大きな津波が来るかもしれない、それが想定外になる。これは仕方がないことかもしれませんが、こういう姿勢が大事だと思います。きのうも答弁されました、今後、見直される計画、つけ加える津波対策、こういうものに対して、どういう立場で取り組んでいくのか、こういう姿勢についてお聞きをいたします。つけ加えれば、この安全神話の、いまだに続いているんだと思いますが、国会図書館の、この地震の答弁を記した内容や、あるいはNHKの、この放送を載せたウェブサイトから、これらの記事が削除をされている、こういう事態が生まれています。いまだに、まずいものはふたをする、消し去る、情報を隠す、こういう形で進められようとしている日本の原発が、いかに危険であるかということについて、改めて私も指摘をしておきたいというふうにあります。

次に地域での防災の取り組みについてお聞きをいたします。

これについては、今までからいろんな形で質問をしてきました。そして多田議員も同じような

ことを言われてきたと思います。私も、こういう防災に対して、この間、大雨や大地震、大津波、さらには異常に暑い夏などの異常気象、あらゆる面で、今まで想定しない、こういう状況が生まれとる中で、こういう中での住民の命と暮らしを守る、この行政の責務を果たすためには、行政だけでは当然できないし、個人だけでもできない。個人の自主努力、これだけではできない。そしてまた、町と個人、この関係だけでも、これはなかなか難しいのではないかと。余りにも、この問題については離れ過ぎるのではないかというふうに思います。そういう意味では、町と個人の間に地域が入る、地域と個人、そして地域と町、この関係をどうつくっていくのか、これを行政としてどう進めるのか、このことが大事だろうというふうに思います。こういう事態の中で、自然に育っていくのを待っている、こういうことは、この時代の中では、うまくないのではないのでしょうか。例えば公民館活動で見れば、モデル事業を取り組まれて、そして一気に全館に広がる。こういう取り組みされました。この防災の問題でも、地域での、こういう取り組みを行政として、どういう形で、いつまでにつくり上げるのか、こういう目標を持った取り組みが必要だと思いますが、これについては、どのようにお考えでしょうか。

最後に大雨と浸水対策、この問題についてもお聞きをいたします。以前にも、岩滝地域での役場周辺にも、いろんなところで浸水がある。これに対しての対策をお聞きをいたしまして、ご答弁をいただきました。また、野田川の本掘削がやられないと、先日も起こった幹線道路の浸水、これは解消がされません。これはどのようにしていくのか。そしてまた、前にも取り上げました三河内の水路の改修、これについては、ゾブ川から三河内の幼稚園まで一本は抜いて、上地地域の浸水はほぼ解消されましたが、奥地地域、あるいは中坪地域の浸水が解消はされていません。この問題については、どのように取り組まれるのか。また、幾地地域については、岩屋川の改修で、ようやくそのめどが立ってきているのかなというふうに思います。それらを含めて、町全体の浸水の対策の状況、取り組みについてお聞きをして、1回目の質問といたします。

議長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 野村議員、ご質問の防災対策についての1点目、東日本大震災復興支援は、ボランティアの派遣が始まっています。府からのボランティア派遣の要請や町としての取り組みは、ボランティアに行く人への支援をということについてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、東日本大震災の被災地は、いまだ復興の途にあり、人的支援でありますボランティアにつきましても全国各地から多くの方々が被災地で活動されております。京都府内からのボランティア派遣につきましても、京都府、京都市、京都府社会福祉協議会、京都市社会福祉協議会並びに京都NPOセンターなどが協同して運営する京都災害ボランティア支援センターが府内のボランティア希望者を募集し、被災地との、そうした連絡調整を行った上で、バスのチャーターや宿泊先等も手配し、これまでに2回の派遣で延べ213人のボランティアの方々が被災地での支援活動に従事されております。町内の方の参加状況は、与謝野町社会福祉協議会への問い合わせ等が3名の方からあったとお聞きいたしましたが、あいにくボランティア支援センターの募集しました2回の日程には、いずれも都合がつかず、参加されなかったようでございます。議員ご質問の府からのボランティア派遣の要請や、町としての取り組みは、現在のところ特に行っておりません。町としての取り組みはしておりませんが、ボランティア支援の派遣、受け

入れの情報発信等は、以前から社会福祉協議会において行っていただいております。ボランティア派遣等の問い合わせが町にありましたら、社会福祉協議会と密に連携を図り対処しております。今後につきましても社会福祉協議会を中心にボランティア支援活動を推進していきたいというふうに考えております。また、ボランティアへの支援をとのことでございますが、ボランティア活動の原則は、ご承知のとおり自発性、無償性、利他性、先駆性の四つの要素であるというふうに考えており、お仕事をお休み、さまざまなご都合を調整されて支援活動をしていくわけでございますので、ボランティア活動の性格から申し上げまして、個別に支援を行うということはそぐわないものというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

続きまして、2点目のご質問、住宅耐震改修の促進策をとということでございますが、これまでの京都府内における住宅耐震改修事業補助金の申請状況を申し上げますと、平成19年度に制度が創設されて以来、平成19年度が1戸、平成20年度が39戸、平成21年度が55戸、平成22年度が227戸となっております。平成21年度と比較して平成22年度が飛躍的に伸びた原因といたしましては、補助の内容が従来、対象事業費120万円の2分の1の60万円の補助であったものが、平成22年度は国の緊急経済対策により、さらに30万円の上積み補助があったことが大きな要因であろうというふうに推測されます。しかしながら、この上積み補助につきましては、平成22年度限定の制度であったため、京都府は伸びつつある耐震化に歯どめがかからないよう平成22年度と同等の補助制度を現在、作成中とのことです。内容といたしましては、国が平成22年度に上積みした30万円を京都府と町で負担することにより、個人負担分を2分の1から4分の1にしようとするものというふうに伺っております。現在の耐震化に伴う予算につきましては、ご存じのとおり、1戸分の20万円を計上させていただいておりますが、京都府の制度が固まり次第、町からの上積み分を補正して対応してまいりたいというふうに考えております。耐震補強工事につきましては、多額の費用を要するため、なかなか踏み切れずにいらっしゃる町民も多数おられると思います。京都府の要綱が決まり次第、町の要綱を改正し、広報等による普及啓発も同時に行い、耐震化が一層進むよう努力してまいりたいというふうに存じますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

それでは、議員3点目のご質問、津波対策の抜本的な取り組みをでございますが、今回の東日本大震災では、いわゆる想定外とされる津波により、未曾有の大災害となりました。想定外では済まされないことであり、当町におきましても津波災害への対策を見直す必要があると認識しております。東日本大震災後、すぐに取り組んだ内容としましては、津波注意報が発令された際には、速やかに注意喚起を行う体制に改めました。また、平成22年度末に導入しましたJ-ALERTにより、津波情報を瞬時にFM告知端末機及び現在、整備を進めておりますデジタル防災行政無線により、避難情報や注意喚起の放送を実施することとしております。さらに町の指定避難所、避難地の海拔高の高さの調査を行いました。今後は避難所への海拔表示板の設置を進めていきたいというふうに考えております。日本海側においては、これまでは大きな津波を引き起こす地震が発生する学術的な根拠がないものとされておりますが、ただいま野村議員がおっしゃったように、一部の文献では過去に大津波が丹後に襲来したとの記述も残されているというふうに聞き及んでおります。現在の地域防災計画の津波想定は110センチメートルとしており、津波対策については、地域防災計画を見直す中で進めていきたいというふうに考えております。

4点目のご質問、地域での防災対策の取り組みの現状、あるいは各地域での取り組みを行政としてどう進めるのかにつきましては、これまでから繰り返し述べてきておりますが、災害が発生した場合、町や消防団等の関係機関が、すべての局面で対応することは困難でございます。そのため、初動段階における自助と共助が非常に大切となってきます。これまでから土のうづくりや災害時の避難所の開設等については、区に協力をお願いしてきております。また、例年実施しております町の防災訓練では、全体の参集訓練終了後に消火栓の点検や放水訓練、貸し出した水消火器による消火器取扱訓練など、区独自の自主的な訓練の実施をお願いしてきております。また、一部の区では、独自に防災訓練の実施や防災フェアの取り組みを実施されるなど、積極的に地域の防災活動に取り組んでいただいております。これらの積極的な取り組みに対しては、町としてもできる限り支援を行いたいというふうに考えております。

最後の5点目のご質問、浸水対策の現状等についてお答えいたします。

議員ご承知のとおり、総合計画の中で浸水区域の解消を明記しております。岩滝地域では弓木区において浸水区域があり、既に下流側の水路整備が完成しており、今年度、京都府で実施されます府道の暗渠改良工事が完了すれば、その効果は、さらに上がるものと推察しています。また、野田川地域の幾地区の府道宮津養父線沿いを中心とした浸水区域の解消は、岩屋川の改修と非常に関連があり、改修計画では従来の河床と比較してかなり下がることから、町では岩屋川に放流する計画としており、今年度から3カ年かけて水路整備を実施することとしております。次に加悦地域では明石区の明石川沿いが浸水区域となっており、現在、地元の合意形成を図っていただいている状況であり、調整が完成すれば測量等を行いたいというふうに考えております。次に野田川のしゅんせつについては、阿蘇海とのかかわりもあり、抜本的なしゅんせつ計画が定まっていない状況であるというふうに聞いております。しかしながら、土砂がたまりやすい状況であることは京都府も把握されており、土砂の堆積状況を把握しながら計画的にしゅんせつをしていくと言われております。最後に三河内区の水路改修の計画についてお答えいたします。三河内郵便局付近の排水計画について調査を行いたいというふうに考えております。したがって、今年度、測量等を実施して、その結果に基づき、年次的な整備計画を立てていきたいというふうに考えております。

以上で、野村議員への答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 皆さんにお願いをいたします。私のほうからのお願いですけれども、野村議員の質問が終わってから昼食に入りたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

野村議員。

1 番（野村生八） もう残された時間がほとんどありませんので、簡単に質問します。大雨の浸水対策については非常に積極的に取り組んでいただいております。ただ、野田川の改修については、いわゆる、たまった砂をしゅんせつするだけではなくて、全体が終われば本掘削をするというふうに聞いていますが、それがなくなっているということはないと思うんですが、その点の確認と、それが、いつの時期になるという見込みがぼちぼち立つのではないかと思えるんですが、それについてはいかがでしょうか。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） ただいまのご質問については、建設課長のほうからお答えさせていただきます。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。

今、野田川につきましては、暫定掘削というふうな格好で改修が行われております。野田川の計画と言いますのは、総延長が16キロメートルございまして、そのうちの13キロメートルにつきまして計画をもっております。今現在、野田川本線で計画ができておりますのが、10.9キロメートルの部分につきまして、改修整備が行われているというふうな状況でございます。議員もご承知だというふうに思いますけれども、野田川水系の改修計画の見直しがございまして、いわゆる人家被害が多数発生するところから改修するというふうな見直しに変わりました。現在、岩屋川と加悦奥川を重点的に整備を行っていただいております。また今年度から、野田川本線の部分につきましても約0.4キロメートルの部分につきまして用地買収等を行って、今後、そういうふうな改修を行い、予防に努めていきたいというふうなことを京都府のほうからお聞きをしております。先ほど質問がございましたように、野田川の、いわゆる本線の改修につきましては、そういったことがある程度終わらないと、いわゆる将来的な整備計画ということが、もう少し先になるのではないかというふうに思っております。いわゆる河川改修をして、きちっとして、安心・安全に努めるというふうなことは、この町が行っていく使命だろうというふうに思っておりますけれども、なかなか河川の改修計画というのが、国のほうの財政的なこともあって進まないというふうなことの状況でございます。しかし、そういうふうなことにとらわれず、今後も改修に向けて努力をしていきたいというふうに考えております。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） なかなか、まだ見通しが持てないということですが、最後に本掘削がされるという事は間違いないですね。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。野田川のしゅんせつの計画につきましても、ここ二、三年前に野田川の中流域から下流域の部分につきまして測量が実施をされております。先ほど町長のご答弁にもございましたように、阿蘇海のとのかかわりがあるというふうなことがあったと思います。阿蘇海自体の、いわゆる土砂の部分が堆積しとるというふうな状況もございまして、その部分はある程度動かさないと、いわゆる野田川の本流部分の掘削をしても、なかなか抜本的な解決はならないというふうなことを京都府のほうからもお聞きをしております。ただ、そういうふうな測量は行われておりますので、今後、町のほうからも、そのような状況のもとについて要請をしていきたいというふうに考えております。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 阿蘇海の、その問題を解決して本掘削をするということだと受けとめました。現実に阿蘇海に入るところには砂がたまって、いわゆる天橋立は、野田川からの砂が橋をつくっていると思いますが、あの状態では、その砂がとまってしまうと、橋立までいかないだろうというふうに思いますが、あそこをやっぱり解決しないと本来の野田川の機能が回復しないと、野田川の汚れの問題もあります。そういう点では野田川の本線の改修と同時に、阿蘇海の、その問題解決に取り組んでいただくということが必要だろうと思っておりますが、この点について町長のお考えをお聞きします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） そのように理解しておりますので、努力してまいりたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） そしたら次に、地域での防災の取り組みについて質問します。先ほども言いましたが、これだけあらゆる面での災害が、今までにない規模で進んできているという中で、雨については、既に大きな被害をこうむったわけですが、ほかの面でもいつ起こるかわからないという点では、早急な地域での取り組みが必要だというふうに思っています。先ほど町長は答弁で、一部の区では積極的に取り組んでいただいているというふうに答弁されました。問題は、まさにこれを一部の地域にとどめるのではなくて、どうすれば、すべての地域で、こういう取り組みが始まるのか。自主的に進めるのであれば、どうすれば自主的に、それが促進されるのか。この戦略を持って、そして、それに必要な支援、対策、これを取り組むということが、やっぱり今、大事ではないかなと。一刻も早く、それが始まることが大事ではないかなというふうに思っております。いわゆる災害計画の見直し、それも含めて、中に入れるということも大事ですけども、計画がされるだけではなくて、現実には、この問題が動き始めるということは大変大事な問題だと。いわゆる地域の、その取り組みというのは、単に地域の、あるいは区の自主的な取り組みだけではなくて、一方で行政の仕事として、そのことをとらえて進めていくと。このことがやっぱり必要ではないかというふうに思うんですが、この点についての再度お考えをお聞きします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 確におっしゃるように、自主的な取り組みを待っているだけでは進んでいかないというふうに思います。しかし、新しい町になった時点で、非常に、その各区の中での温度差がございましたし、そうした中で、まずは、ある日を決めて、一つの防災訓練をやろうというところの積み重ねで現在に至っているところでございます。今回、こうした非常に今までの経験の中でも台風もありましたし、今回の大地震というようなこともございましたし、ある程度、町民の皆さんの、そういう防災に対する意識というのは、今までとは雲泥の差のあるぐらい、大きく変わってきているんじゃないかというふうに、これは想像がされます。実際に具体的な形で進めていくにはどういう形がいいのか、今、積極的に取り組んでいただいている、そうした区をお手本に、それぞれの区が動きかけているような感じも見受けられます。そうした自主的なあれを待つだけではなしに、それを後押しするような、そうした戦略といいますか、ことも必要かというふうに思いますので、今後の、これも防災計画を立てる中での地域との、そういう連携、どうすべきかというふうなことも含めて、大勢の皆さんにご参加いただいた防災計画の中で、具体的な進めも改めて検討をし、計画に盛り込んでいくというような形をとってまいりたいというふうに思います。それを待たずして、やはり地元での自主的な、そうした動きにつきましても、町は応援させていただくということについては、やぶさかではございませんので、いろんな出前講座だとか、各区で開催される、そうした計画づくりに町の職員も参加させていただくというようなことはお約束ができるというふうに思っております。

議 長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） そしたら、次に住宅耐震改修について質問します。

先ほどの答弁で、国が上積みした分がなくなるのに対して、府と町でかわって取り組みたいと

いう、そういう形で進められているということの答弁がありました。大変ありがたいことだと思うんですが、これについて、ただ単に、そういう形で進めるというだけではなくて、やはり与謝野町の住宅改修の助成制度の趣旨が、この中で生かされることが私は大事ではないかと、こういう形で耐震を進めるのに引き続き地元の業者が地元の家を改修していく、このことが住宅の耐震改修促進にも、そして、地域の経済にも大きな効果があるわけで、これについて京都府全体で同じやり方というだけでなく、与謝野町には与謝野町らしいやり方として取り組めるような形で、この制度を京都府が設計するように求めているとか、こういうことができれば、住宅改修助成制度が大きく進んだのは、単に住民が、そういう形で進めただけではなくて、業者のセールスといえますかね、それが非常に力になったという面があると思いますし、そのことが生かされることが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） そうした意味では、考え方として、町としての、そうした考え方を進めていく一つの方法であろうというふうに思いますし、これらにつきましても、どういう形でできるのか、それらについても少し研究がさせていただきたいと思います。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 最後に津波の問題ですが、結局、関電は、あの津波が来るというふうにまだ想定していない。しかし、町長としては、あの天正の津波が来ると想定して対策するという、そういう姿勢でよろしいでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） そのとおりでございます。テレビ等を見ておりましたが、想定された地域外の方でも、津波が来たら高いところへ登るんだという、そうしたことを毎回、積み重ねた中で、今回、想定外のところの方で、高いところに逃げられた方が命を落とすことなく、家はなくなったけれどということがございます。ですから、想定する中身は、本当に余りそれが積み重なって津波が来る、津波が来る言うて、実際に来ないじゃないかというようなことで、めげてしまうようなことのないような、そうした配慮が必要かと思っておりますけれども、やはり基本的には、そうしたところまでやって来るんだという、そうした想定のもと、それがすべてではないですけれども、一つの基準にしていきたいというふうに考えております。

1 番（野村生八） はい、終わります。ありがとうございました。

議 長（井田義之） これで野村正八議員の一般質問を終わります。

昼食のため、午後1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午後12時06分）

（再開 午後 1時30分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

次に、14番、糸井満雄議員の一般質問を許します。

14番、糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） それでは通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

私は、役場庁舎の統合問題につきまして、この1点に絞り、質問をさせていただきます。

私は、今年の6月定例会におきまして、役場庁舎問題について一般質問をいたしました。本日、

またも同じ質問をしなければならぬことになりましたことは、私自身、非常に残念であります。なぜならば、私の質問に対する答弁で約束されたことが、さらに総合計画において計画されていることが無視され、実行されず、加えて合併時の紳士協定が完全に無視されているからであります。思い起こせば、私たちは5年前、町民の皆さんの同意を、意向を尊重しながら新しい社会情勢と将来を見据えて、時代に対応した新しいまちづくりを考え、チャレンジするための枠組みとして3町合併が成立いたしました。そして、地域コミュニティ、自助、共助、公助の協働を大切に、ハードよりソフトを大切にする、こういったことを視点に置きながら、自立を目指し、すべての住民が参画と協働の中から安心・安全な災害に強いまちづくりを目指し、もって夢と幸せに向かって元気の出るまちづくりを目指すことを基本理念として、野田川流域、当時2万5,000人の地域住民の幸せを第一とする新しい町へ第一歩を踏み出したことは、皆さん、まだ記憶に新しいと思います。そうした中で、合併協議において庁舎問題、すなわち総合庁舎方式と分庁方式が大きくクローズアップされ、協議の結果、庁舎の有効活用、財政状況などから、現在の分庁方式となったのであります。さらに、本庁舎の位置決定までには紆余曲折があり、大きなエネルギーを吸い出し、諸条件を満たす中で決定され、京都府知事に対し申請されたものであります。加えて、旧3町の同意を得ながら、受け入れのための庁舎はない、庁舎内改修が2億5,000万円の費用を投じて改修された経緯があり、税金の無駄遣いにならないよう、この投資を決して無駄な投資にしてはならないと思います。本庁舎問題については、3町合併協議の中でも最重要事項の最たるものであり、合併基本協定5項目の一つであります。特に旧岩滝町民にとっては、合併の可否を決定する最も重要な要素であったことは否めない事実であり、合併を推進する上で、町民にとっては大きな心の支えであったと同時に、合併への条件でもありました。しかるに、今回の提案は、これらをすべて否定し、無視するものであり、私たち真剣に合併を推進してきた関係者にとっては、町民に対する背信行為であり、到底受け入れることのできない施策であります。むしろ怒りさえ覚えるものであります。さらに今回の提案は、一部職員のワーキンググループによる机上の論理であり、町民をないがしろにした無謀な提案で、町民無視の提案と言わざるを得ません。町長はよく言われる町民とのキャッチボールはどこにいったのか。自助、共助、公助の精神はどこにいったのか。こんなことで与謝野町民の一体感の醸成、そういったことができるのか。むしろ一体性の確立は難しく、不信感の増大となっております。昨年6月議会での答弁に反し、なぜ、この時期に検討委員会の立ち上げのないまま、検討委員会をも無視して、結論ありきの提案をされたのか、いささか私は判断に苦しむものであります。したがって、次の6点について質問をいたします。

一つは、今回の総合案を提案されましたワーキンググループの構成メンバーをまず明らかにしていただきたいと思っております。

二つ目には、合併協定5項目の協定内容をどのように認識されているのか。特に本庁舎の位置は最重要事項であるというふうに思いますので、こういったことの認識はどうか、お伺いしておきたいと思っております。また、合併申請時における本庁舎の位置を最適として京都府に申請した理由があるわけですが、その選定理由との整合性はどのように今回、考えられているのか。

3点目は、庁舎のあるべき姿はどのような認識なのか。何を基準において選定し、また、庁舎の位置だとか、周辺の交通機関、あるいは公共施設、こういったことなどの関連は、どのように

分析され、選定となったのか。加悦庁舎を本庁舎に定めた理由が、いま一つ不明確であります。選定理由を明らかにしていただきたい。

四つ目は、今回の提案内容は一部職員による机上の論理でありました。組み立てられた内容にほかなりません。町民無視の結論ありきの提案で、これまでの町長発言、総合計画からも矛盾しており、整合性がありません。どのように考えているのか、お伺いしておきたいと思います。また、検討委員会を、なぜ立ち上げなかったのか。立ち上げない理由を明確に明らかにしていただきたいと思います。

5番目、今回の提案は旧岩滝町民の感情を逆なでするものであり、一体感の醸成、一体制の確立に水を差すものであります。町民の間に逆効果が生じ、町に対する不信感が増大しております。この事態をどのように受けとめられておるのか、お伺いしておきたいと思います。

最後に、なぜこの時期に検討委員会を経ずして結論ありきの提案をされたのかお伺いし、質問といたします。どうか町民にわかりやすく、簡潔に、丁寧な、ひとつご答弁をお願いいたします。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 糸井議員ご質問の1点目、庁舎検討ワーキンググループの構成メンバーでございますが、そもそも本ワーキングは、平成20年4月に副町長をトップに7名の課長で立ち上げました。その後、9回の会議を行い、一定の検討結果をまとめ、平成20年12月に検討結果報告書が私に提出されました。その後、町長選挙等もあったことから、平成22年11月に再度ワーキンググループを再開させ、さらに詰めた点の検討をするよう指示をいたしました。その再開ワーキングのメンバーは、副町長をトップに参事、総務課長、建設課長、各地域振興課長、教育推進課長、議会事務局長の計9名。そして、事務局を企画財政課で担当させております。

次に2点目、合併協定基本5項目の協定内容、特に本庁舎の位置は最重要事項であり、この時点で岩滝庁舎を最適と選定した理由と、今、加悦庁舎を選定しようとする理由との整合性についてお尋ねでございますが、認識といたしましては、基本5項目は、どれもが重要な項目だと思っております。したがって、ご質問のように本庁舎の位置だけが最重要事項であるというふうには思っておりませんので、この点では私の思いとは異なっているのではないかとこのように思っております。合併協議の時点では分庁舎方式をとり、三つの庁舎にいずれも本庁機能を置くこととしておりましたので、課の配置を考えることで、どの庁舎も本庁に選択することができたわけですが、加悦庁舎は三つの庁舎の中で建築年度が最も新しく、かつ面積的にも、最も広く、本庁としては最も適当であるとの一定の認識は、だれにもあったかと思えます。しかしながら、平成16年の台風23号で庁舎が浸水していることから、これは平成16年12月24日だったと思えますが、当時の加悦町長からは、この庁舎問題についての論議をいたしましたときに、加悦庁舎を本庁との発言はなく、野田川か岩滝でとのご意見でございました。野田川庁舎については、ご承知のとおり建築年度が極端に古く、耐震性に問題があることから、私自身、適していないというふうに思っておりました。岩滝町長のほうからは1市4町の協議会でも、岩滝に庁舎をということでございましたので、3町においても岩滝に本庁をお願いしたいということで、この12月に開かれました3首長合意の上で、合併協議会で提案をされたわけですが、1市4町の合併協議会の中では、事務所の位置で大変紛糾いたしました。3町の合併の折には、今、

申しあげましたような形で比較的スムーズに話が整ったというふうに記憶をいたしております。このようにして岩滝庁舎を本庁舎として与謝野町がスタートしたわけですが、もとより合併時点では、庁舎内職員のすべてを収容できる庁舎はありませんでしたので、加悦、野田川の各庁舎を分庁舎として活用し、現在に至っております。その後、与謝野町総合計画や行政改革大綱においても、分庁舎方式を一定見直す検討が必要ではないかというご指摘をいただくことや、職員数につきましても、当初見込み以上に速い速度で削減が進んだことにより、一定の時期に総合庁舎に移行していくことが理論的に可能になってまいりましたので、ワーキングにおいて検討を指示し、その検討結果を踏まえ、それを重視する形で、私の考えとして加悦庁舎を総合庁舎として移行することを明らかにしたものでございます。また合併から5年を経過し、取り巻く環境は大きく変わってきているというふうに思いますし、今後のまちづくりを進めていくためにも、より効果的で効率的な行政組織、運営を進め、それで生まれる効果を住民の皆様に還元していくために、今回の庁舎統合を提案させていただいたものでございます。

次に3点目、加悦庁舎の選定理由でございます。確かに地方自治法では第4条第2項に地方公共団体の事務所の位置を定め、また、これを変更するに当たっては住民の利用に最も便利であるよう、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならないとされており、これをそのまま解釈いたしますと、主要国道やインター、駅舎なども考慮すべきことになろうというふうに思いますが、都市部とは違い、当町のような環境においては、町外からの来訪者に配慮するというよりも、町民の利便性に配慮した考え方を優先すべきというふうに思います。したがって、各地域に諸証明等の窓口を残すことや、住民の庁舎への移動手段としては自家用車やバスなどとなりますので、その足の確保に、さらに配慮するなどの施策を講じていかなければならないというふうに考えております。また他の官公署との関連については、許認可等の関係で利用される一部の方には言えることもわかりませんが、町民の皆さんが、基本的には役場と関連して他の官公署を利用されるケースというものはまれであるものと思っております。このようなことも踏まえますと、役場内で用事が完結することを町民の皆さんは望んでおられるというふうに思いますので、一つの庁舎とし、庁舎内職員をすべて収容でき、周辺に広がりも期待できる加悦庁舎を選定したものでございます。なお、新たな庁舎を建設してはどのお考えをお持ちの方もあろうかと思いますが、私は、庁舎は職員が仕事をする場所であり、その館に多くの税金を投入する考えはなく、新庁舎を建設することは考えておりません。

次に4点目、一部職員による机上の論理で、町民無視の結論だというご指摘や、検討委員会を立ち上げない理由、そして6点目にご質問の、なぜこの時期に検討委員会を経ずして結論ありきの提案をされたかについて、共通いたしますので、あわせてお答えをいたします。職員が、町民のために汗をかいているいろいろ検討し一定の案を導くことは、これは職務として当然のこととごさいます。机上の論理ですとか、あるいは町民無視といったご指摘は、私は当たらないのではないかとこのように思っております。また昨年6月の糸井議員の一般質問の中で、検討委員会を設け、一般の住民の皆さんも含めた中で議論をしていく必要があるというふうに答弁をいたしております。その後、私なりにいろいろと考えました。この庁舎問題は学校等の統合問題とは違い、すべての住民が広く関係する問題であることから、一部の限られた方を委員にお世話になり検討していただくより、本旨は住民の声を聞くことにあると思いたしましたので、私の考えを住民の方々

に直接ご説明させていただき、それに対するご意見を広くお聞きすることのほうがよりいいのではないかという結論に至りました。先日、わーくばるにおきまして行いました説明会には、240名の方がお越しいただき、直接、私の考えをお伝えいたしました。公開で行いましたのも、報道各社も記事として紙面に取り上げていただきましたし、録画をしてKYTでもすべてを放映いたしております。このような方法は、かつてない試みだというふうに思いますし、事に庁舎問題は町民の皆様の思いとして、限られた方の会議によって進められるより、オープンに住民参加型で行われることを望まれるのではないかというふうに思っております。また、説明会では、私の考え方を丁寧にお伝えすることに時間を割きましたので、ご質問の時間が取れず、ご不満もあったかと思いますが、今後、町政懇談会で、いろいろご意見をお聞かせいただけるものと思っております。また、この時期に提案させていただきましたのは、私は昨年の選挙の際、町民の皆さんにお約束した、今後4年間で取り組みたい10項目の重点課題の一つに庁舎の統廃合を掲げており、このことを責任を持って進めたいというふうに考えているからでございます。

最後に5点目、今回の提案が旧岩滝町民の感情を逆なでし、新町の一体感の醸成に水を差すものであり、町に対する不信感が増大しているのご指摘でございますが、私は、そのようには思っておりません。5年が経過し、旧町の意識は確実に新町の意識に変わってきていると私は考えております。特に今後のまちづくりを担っていただく若い年代層の方々にとっては、庁舎がどこであろうと夢のあるまちづくりを望んでおられ、そちらのほうに意識が向いているというふうに思っております。また、体協や文化協会、老人会など、さまざまな活動団体では、既に一体的な取り組みがなされてきており、着実に旧町域を超えた新たなコミュニティが形成されてきているというふうに思っております。まちづくりは庁舎の位置に左右されるものではなく、そこに住む住民の心で行うものであるというふうに思います。したがって、町に対する不信感が増大しているのご指摘ですけれども、私は今後の与謝野町の進むべきあり方を考えますとき、大所高所から判断して、このようなご提案を申し上げたところでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、糸井議員への答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 今、答弁いただきましたが、確認しておきたいことが1点ございます。合併協定の5項目の、いわゆる庁舎の位置の問題について、昨日、山添議員が質問されたときには、最重要事項ではないという町長の答弁だった。きょうはまた、それではないような答弁だと。どっちがほんまなんですか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 基本的な5項目であって、その庁舎の件だけが最重要事項だというとらえ方はいたしておりません。五つとも、一つが欠けましたら合併協議が成り立たないわけでございますので、どれも同じ基本的な決めるべき項目であるというふうに認識をいたしております。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 町長、それおかしいで、それ。昨日ははっきりと最重要事項ではないと言うておられたんです。5項目が全部は最重要事項であるのはあたりまえのことであって、きょうは最重要事項ではないと言われて、きょうは最重要事項だと。答弁がコロコロコロコロ変わって。それで

去年の6月の、先へ進みますけれども、検討委員会を立ち上げると言っています。そして、この検討委員会は総合計画の中に明記されてあるわけです。総合計画というのは、構想に基づいて、構想は議会で議決した事項ですよ。これに基づいて計画が立てられておるわけです。その中に盛り込まれておる検討委員会を、私の判断で、これは設けませんと。じゃあこの総合計画というのはなんですか、一体。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 答弁がコロコロ変わるということでございますけれども、基本の5項目であって、その中からどれか一つを取り出して、これが最重要課題であるという、そういうとらえ方はしてないということを申し上げたわけでございます。どれ一つが欠けても協定は成り立たないわけでございますので、その中で庁舎の位置の問題だけが一番重要な問題であるという、そういう考え方はいたしておりませんということを申し上げたつもりでございます。それから、総合計画の中で、そうした検討委員会をもって、総合庁舎問題について考えられたいというふうなご提案がございまして、それについて、私はできたら、そうしたいという、できたらじゃなくて、そういう方向で進めたいというふうに考えておりますと言いましたが、その本旨は、住民の方々の意見を聞きたい、聞く中で一定の方向性を決めていきたいということでございます。検討委員会が、そうした代表の方たちに当たるとすれば、直接住民の方にお尋ねをしたいという、そういう考え方で、今回、そういう方法をとらせていただいたということでございます。総合計画の基本的な考え方の中で、その中身としては検討委員会というものにはなっていないかと思いますが、思いとしては、そういう思いでございました。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 私はそんなことは聞いていないわけなんで、この第一次与謝野町の総合計画は、これは何ですかと聞いとる。これは守らなくてもいいものですかと聞いとるんです。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 総合計画そのものは進むべき方向性を示したものでございます。その中でいろいろと具体的に計画を掲げてやっていくということになるかと思っておりますけれども、そうした進むべき方向性、あるいは一字一句、そのとおりということではない、やはりその時々の中での一定のやり方については変わることもあるというふうに思っております。それは自分勝手な解釈だと言われればそうですけれども、決して本旨に逆らった形で進めているというふうな認識はございません。守っていくべきことだというふうには考えております。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） この総合計画というのは与謝野町の進むべき道しるべとして、これ、計画で出されてきとるんでしょう。これを勝手に、これは方向性を示すものであって、守らないこともあるというふうな発言ではですね、これ何ですか、一体、総合計画は。こんな守らなくてもいいような総合計画なら出さないほうがいい。しかも、これは、いわゆる与謝野町の、いわゆる総合基本、総合計画ですね、総合計画じゃなしに基本構想ですか。これは議会在承認しておる議決の構想なんです。それに基づいて、これできとるわけですから。いうならば、議会の議決したものが、ここに載っておると同じなんです。ですから、これを勝手に解釈してもらって、方向性が示されておるだけであって、これを守らなくてもいいような言い方されると、これは一

体なんですかということなんです。私は今の発言は、ちょっと、私は理解できません。もう一度答弁してください。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 総合計画というものは、いろいろと中身につきましては、皆さんのご議論いただいて方向性を示していただきました。そうした方向性の中で、今後についての具体的に進めていく中では、実施計画を立ててローリングをしながらやっております。そうした中で、やり方はそこに書いてあるとおりにならないこともあろうかと思えますけれども、目指すべき方向性をきちっと示しておりますので、それに向かって進めていくということについては、何らそれを無視した形を取ったというものではございません。具体的に、そのやり方が検討委員会を立ち上げたか、あるいは、直接住民の方たちの意見を聞いて、それを生かしていくということかということについては、決して、その総合計画を無視したということには、私自身はならないと思えますし、そのことについて方向性を進めていきたいという思いは、大事にして進めていきたいという思いは同じでございます。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 私はね、検討委員会を立ち上げなかった理由を言うてくださいと言うとるわけです。ですから、町長は検討委員会の立ち上げは必要ないと。私はワーキンググループのことを重視しますと、結論を、ここにも書いてあるんですから。そういうふうに言われるんだったらまた別ですよ。そういうふうには、私は思っておられるのではないかなと。検討委員会みたいなものよりも、ワーキンググループに出された結論のほうを、私は重視をすると、町長そういうことですか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 私自身が住民の皆さんとお約束をした中身について、それを施策として進めていくという中身について、どういう形が望ましいか、また、そのことについてを、検討をワーキンググループの中で根拠をきちっと持った上で進めていきたいという思いでワーキンググループを立ち上げて、その中で検討をさせました。それがすべてではないというふうに思っております。それらを進めていく上での根拠をきちんと皆さんにお示しをし、説明をする責任が私自身にあると思いましたので、そういう方法をとらせていただいたということでございます。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） これはね、大変大事なことだと、私は思うんです。検討委員会を経ずして、ワーキンググループだけの結論をもって、これを町民に説明すると、町民に対する。大体、そもそも合併はだれがしたんですか。町民がみんなしたんですよ、これを。だからそこで協議されて決められたことは、やっぱり今回も町民が決めるべきだと思うんです。町民不参加のワーキンググループの結論を町民に説明したって町民から何をしようとするんですか。キャッチボールをしようとするんですか。結論ありきのものを出されたって町民は言いようがないんですよ、これ。これどう思いますか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 町民の皆さんが決めた合併でございます。ですから、そうしたことについて、それを変えようとするときには、やはり町民の皆さんに直接聞くということが必要ではないかとい

うふうに思いますし、旧野田川のときから、私はそういうやり方でやってまいりました。ですから、いろんな部分でも、やはり町民の多くの皆さんの意見を聞く中で、いろんなことを判断してきたというふうに思っております。決してワーキンググループの話聞くだけで決めたということではございません。その辺は見解の相違かというふうに思いますが、住民の皆さんに意見を聞かせていただくと。その中身については、いろいろと疑問に思われることもあるでしょうし、なぜそういう結論に至ったかということも当然お聞きになるでしょうし、それらをきちっと町政懇談会等でお返しをしていきたいというふうに考えております。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 私は何ぼ聞いてもわからない。子供だましみたいな答弁をちょっとやめてください。旧野田川町のことはよろしい、今の与謝野町でございますので、さっきから何遍も言いますように、検討委員会を立ち上げない理由は、はっきり明確に示されておられません。もう一度申しますけれども、総合計画に示されておる内容については、守らなくてもいいんですね。町長、守らなくてもいいんですね、変更してもいいんですね、これを。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 守らなくてもいいとか、いないとかいう、そういった問題ではないので、その件についてはお答えを差し控えさせていただきます。ただ、今回、検討委員会をしないという理由ではなしに、そのこと以上に、町民の皆さんに直接、思いをお伝えし、そして、直接そうしたことをお聞きするという、そういうやり方で進めたいというふうに思いましたので、こういう手法をとらせていただいたということでございます。

ですから、町民の皆さんの意見を聞く場、それを何度も各地域へ回らせていただく形で進めていきたいというふうに考えております。

議 長（井田義之） 暫時休憩します。

(休憩 午後 2時05分)

(再開 午後 2時08分)

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

ここで改めて、午後2時25分まで休憩いたします。

(休憩 午後 2時08分)

(再開 午後 2時30分)

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、糸井議員の一般質問を続行します。

糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 先ほどから質問させていただいております関係につきましては、町長の考え方と私の考え方と平行線のままになっております。

このまま続けていても、私はいいんですけども、皆さん方にもご迷惑かけますし、後の質問者もありますしですね、一応、この後、庁舎問題の特別委員会が上程される、立ち上げに提案されるという予定にもなっておりますので、そういった中でも改めて、この問題については徹底的に一つ討論をしてみたいなというふうに思っておりますが、一つだけお尋ねをしておきたいと思えます。

実は、去年の、先ほども申し上げましたけれども、6月に、私が一般質問をしましたときに町

長の答弁は、検討委員会を立ち上げる、そして町民とのキャッチボールの中で、一定の方向性を見出していくものであって、結論ありきの問題ではないか、結論ありきではないと、それ以前の問題として検討委員会を立ち上げて、そして、町民の意見を聞いていくと、こういう答弁だったろうと私は思っております。これは私一人が聞いておるのではなしに、議員の皆さん、あるいは理事者、課長さんたち皆さんが聞いておられることですが。この町長の答弁は重いものがあります。

したがって、私はそのときに「論言汗の如し」と申し上げましたけれども、非常に、私は町長としての議会での発言についてはですね、重いものがあると思います。これについていかがお考えかお尋ねをしておきたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 確かに、6月の時点で、そういう答弁をさせていただいております。一番初めには、今後こうした内容については、検討委員会等を一般の住民の皆さん方も含めた中で議論をしていく必要があるというふうに思っておりますし、それらを一般住民の皆様、それらのことについて町政懇談会というような機会を持っていく必要があるというふうに思っておりますという点。

そして、後ほど、今後、検討委員会をつくって論議されるに至っても慎重に取り扱いをしていただきたいという糸井議員のご質問、そのように取り組みたいというふうに思いますと。そして、正直にオープンにしながら、住民の皆さんの理解を得られるように、今後についてもキャッチボールをしながら進めていきたいというふうに思いますということをお知らせしました。

確かに、検討委員会ということをお知らせしましたが、その件については検討委員会そのものは立ち上がっておりません。その点についてはおわびは申し上げたいというふうに思いますが、本旨としては、これらの問題については、住民の方たちにオープンにして、民主的な方法で論議をしていただくという、そうした思いから、今回そういう方法をとらせていただいた。ですから、本旨は、やはり効率的な行政運営を進めていくための中で、先ほどご指摘がございました、それらを進めていく一つの手法として、検討委員会を立ち上げ総合庁舎を協議していくという、総合計画にもあります中身の総合庁舎方式を検討するという点については、進めていきたいという趣旨でございます。その方法が検討委員会という形ではなしに、今回、直接町民の皆さんに投げかけたということについては、その手法は当時、申し上げた中身とは違いますが、本旨としては、そういう思いであるということもご理解が賜りたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 今回のワーキンググループをもって一つの提案として出された思いは、そらそうかもわかりません。しかし、本会議の中で、私は町長として責任ある人の発言としてはですね、私は大変重いものがあると、我々が言った言葉と違う、いわゆる行政の最高責任者が、この議場で発言した言葉は非常に重いものがあるという、私は、それはですね、それは間違っておりましたということでは、私は済まされん問題があると、そうしないと我々は何を信用したらいいのか。

これからの質問も、私はできない。コロコロ変わるようではできないわけです。ですから、行政の長として、私は責任ある、私は答弁を求めておきたいと、このように思います。町長いかがですか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今、先ほど申し上げましたとおりでございます。そういうご指摘については、真摯に受けとめさせていただきたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） もう幾ら言うてもしやあないかなというような気がいたしますけども、そういうことで、私はやはりこの議場で答弁していただくときは、しっかりと責任ある答弁を一つ求めておきたいというふうにお願いをしておきたいと思っております。

時間も余りありませんので、そのほかの件につきましてですね、この件につきましてはもう一応、議長やら議運の委員長のご意見もありますので、一応、これでおきたいというふうに思いますが、ほかの項目で若干質問をしておきたいというふうに思っております。

今の本庁を選定したときの理由はですね、これは京都府に、京都府知事に対して選定理由をつけて申請されておるわけですね。それはご存じであろうと思う。町長は会長で、町長名で、3町の町長名で選定理由がされておるわけです。それは職員の数だとか、そういうことは一切書いてない。何が書いてあるかと言いますと、少し読みますと、立地的には丹後圏内のほぼ中心部に位置し、南北を結ぶ国道178号線に接する。また、近くには東西を結ぶ国道176号線が走るほか、最寄りに北近畿タンゴ鉄道岩滝口が存在し、さらにバス路線も役場前停車場を通過し、宮津、野田川、加悦へ、そして京丹後へ通じており、交通の要所の地であり、住民の利用に最適であると、こういう理由なんですよ、選定理由が。そのほかにまだありますよ、周辺に与謝の海病院があるとか、あるいは公共施設がいろいろとあるということで、この地が最適として申請されておるわけです。この5年間、これが変わったんでしょうか。この理由に書かれておることが。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 三つの庁舎を使う中で、その岩滝を本庁舎にするという一つの理由の中に、そうしたことがあったということでございますし、そのことについては、今なお、変わってはいないというふうに思っております。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 変わってないものをね、なぜこれが最適な地であるということが申請の理由の中に入っておるのかかわらず、これを変更されようとしておるのか、これ、私はわからんです。ここら辺もワーキンググループで十分検討されたんじゃないかなと、私は思っておるんですけども、検討された内容があったら、どういうふうに、これが変更されて、京都府知事に対して申請された、この申請理由が変わったということ、ここで示していただきたい。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 交通等々との検討については、中にはワーキンググループでは入っておりません。検討はいたしておりません。

三つの庁舎の中で、どの庁舎を今後、使っていくか、それには一番適したところはどこかという、そういった論点で、今回、ワーキンググループは検討をいたしました。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 私はですね、本庁舎の位置を決める場合、私は職員の数だとか、あるいは、そういったことだけで、それだけではないと思うんですけども、決めるものではないというふうに思

うんですよね。職員配置を中心にまちづくりがあるということでは、私はないと思います。

本庁舎は、まちづくりの中でどうあるべきかということを考えて、その中に職員が配置をされると、このことだろうと思うんです。ですから、職員の配置が163人なら163人で、どこの場所がいいと言われてたらですね、新しい庁舎を建てないんだったら加悦に決まっておりますね、それは。そうではなしに、いろいろの要素を含めて、将来的ないろいろの要素も含めて、まちづくりの中での中心の本庁舎はどこにあるべきかということまで掘り下げて、私は検討されるべきだというふうに思うんですよ。ですから、まちづくりの中での本庁舎の位置づけということに対する視点が、私は少し偏っとるのではないかなと。自分たちの職員、町長以下、職員の利便性、都合によってのみ、私は何か、そういうことで考えられたのではないかなという気がして仕方がないわけです。

議場と本庁舎の関係についても、若干言われておったように思いますけれども、当初、岩滝町にも18の議席がありました。そこに置いておけば、別に問題なかったわけです。ですけども、加悦に今のような状態で議場が移ってきた、これはですね、やっぱりいろいろとした合併の産みの苦しみなんですよ。そういったことも含めてですね、ここに来とるわけですから。今さら議場と本庁舎が離れておるから云々というふうなことも、私はいかがなもんかなというふうに思うんです。

ですから、やっぱりまちづくりの中での庁舎の位置づけという論議が、視点がもう少し幅広く検討されるべきではないかなというふうに思っております。残念ながら、今、町長の答弁では、こういった交通機関だとか、あるいは位置だとか、公共施設だとか、全く検討されてないわけなんです。こんなことで出されてきたら、私はたまったもんじゃないというふうに思うわけです。

ですから、そういう視点で考えるべきだと私は思いますが、町長いかがですか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 当初の一番初めの入り口のところで、新しい庁舎は建てないと、今ある庁舎を活用していくということが基本でございました。新しい庁舎を建てる、そうした財源があるんなら、それらを町民の方たちの、いろんな思いを実現するために使うべきだという、一つの考え方の中から、今ある三つの庁舎の中で、どこを本庁に置くかということを検討させていただきました。

交通の便だとか、それから、そのほかのことで言いますと、ほかの要素を考えずにいけば、当然、旧野田川の、どこか新しい場所が中心になろうというふうに思います。しかしそれらも、こうした状況の中で新しいものを建てないという前提の中で、その庁舎の、今あるものを活用する中でどうするかということの論議の中で、本庁が決定されたということでございますし、それらが非常に大きな流れの中で、いろいろな要素も加わってき、一つの総合庁舎にまとめていくということが、先ほど総合計画とおっしゃいましたけども、その中で、やり方は別として、総合庁舎を検討していくんだというような中身もございますから、それらを検討した結果、こういう形がいいのではないかなということをご提案申し上げているということで、本来そういうすべてのことをやろうと思えば、新しい庁舎を建てていくのが一番ベストだというふうに今でも思っておりますが、そういうことがかなわない中での選択肢だということをご理解がいただきたいと思っております。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 大体、町の考え方がわかりました。あまり深く考えられてないなというのが私の

印象であります。

次に、もう一つ質問させていただきたいのは、いわゆる今回の提案で、私は、一体感の醸成だとか一体性の確立というのが、私は、これは逆効果だというふうに質問をいたしております。町に対する不信感が増大していると、これは事実であります。

町長は、先ほどそんなことはない、思っていないというふうに言われておりますけれども、町長、町民の中へ入ってみえましたか。聞いてこられましたか。副町長なら、私は、ご存じだと思います。今、旧岩滝町民がどのようなことに感情を持っておられるか。私は町長が言われる、思っていないということについては、甚だ認識不足、KY、空気が読めないというふうに私は言わざるを得ないというふうに思っておりますけれども、町長は本当に思っていないと、一体感の醸成、一体性の確立はできておるといふふうに思われてますか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 私自身、それぞれにお聞きしたわけではございませんので、すべての町民の方がどう思っておられるか、その辺のところをやはり今度、町政懇談会でお聞かせがいただきたいなというふうに思っております。

ただ、一体感の醸成という意味では、先ほども申し上げましたけれども、一つの町として新しい事業を進めていく中でもKYTに入会していただいて、広く共有をしていこうという、そうした姿勢は旧岩滝の皆さん方にもあるし、また、いろんな場面でいろいろとお世話になるときも、今度の大名行列もそうですけれども、岩滝の事業であったものを全町的に取り上げて、みんなで盛り上げていこうという、そうした意味では、私は表面だけしか見てないのかもわかりませんが、そういう意味では非常に一体感の醸成ができつつあるんだなというふうに私自身は受けとめております。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 岩滝町民も含めて、加悦、野田川の町民さん皆すべて、旧町民の皆さんは、やはり一つの町になったんだから、やはり一体感の醸成、垣根を取り外して、やはり一体感の醸成、一体性の確立に向けて皆さん努力されておるわけですよ、今。やっと5年たって、ある程度の形が私はできつつあるなというふうに、私自身は認識をしておりました。

ですから、今回の、こういった提案は、私は逆効果を生じる。期日が早過ぎるんですよ。まだ5年ですよ。町長は2年前から、合併2年後からですね、もう検討されとるわけです。ですから、協定をはなから、あんまり守りたくないという考えがあったんじゃないかなと、私はうがった見方ですけども、そういう考えをするわけです。だから、こういうときに、やっぱり町が、全体がですね、うまくいきつつあるときに、こういった施策を、私は出すべきではないと。これが今、出すのが得策がどうかということですね、賢明な町長なら私はわかっておられると思うんですけども、私は、これは逆効果、本当に私は逆効果だというふうに思っております。今、うまくいきかけた町がですね、やはり町民の心を二分にするような、こんな施策は、私は出すべきじゃないと、このように思いますけれども、あくまでも町長はお出しになりますか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほど来、総合計画等々が問題になっておりますけれども、先ほどご指摘になりました中身につきまして、これは平成20年2月にできた総合計画です。この中の効率的な行政、

これは基本計画の中ですけれども、効率的な行政運営を進めると、それはパートナーシップで取り組むべき施策のプログラムが掲げてあります。効率的な行財政システムの確立のために自助、共助、商助で行うべきこと、この中には行政改革に対する理解と協力を得る、あるいは厳しい行財政状況を共有する、町税、使用料などを完納する。そして公助の中に、いろいろな財政状況を開示するという中に、先ほど問題にされました検討会を立ち上げ、総合庁舎方式の検討をするということが、もう平成20年度の、この総合計画の中に入っております。

私は、この中で総合庁舎方式の検討を、もう今からしていかないと、非常にタイトな中で、これをやる、もう時期に来ているというふうに判断をしまして、これを、たとえ決めたとしても、2年、3年後にしか、そうしたことが成り立たないわけですから、今から論議をする必要があるということで、今回の提案をさせていただきました。その提案の仕方については、論議を進めていく、そうした説明をさせていただく中で検討委員会、そういう手法でもしょうし、私自身は、それより特定の方たちだけではなしに、大勢の皆さんで検討していくということのほうが、よりこの総合庁舎ということは、全町民の方にかかわる中身でございますので、そうした形での、この取り組みを進めさせていただきました。遅いと思われるか、早いと思われるか、それにつきましては、やはりこうした厳しい財政状況、あるいは職員が激変していく、町民の方たちのいろいろな要望に即対応できるシステム、効率的なシステム、また今回、災害が、非常に起こった中で、の三つの庁舎が分かれていることに対する、そうした統一的な指示、あるいは行動をとるために非常に無駄な時間が多過ぎるというようなことも含めて、今、こうした論議をするべきだということで、今回投げかけさせていただいたということでございます。

早いか遅いか、私は今からしてもちょうどいい時期だというふうに思っております。

議長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） どこまでいっても、私はもう見解の相違でございまして、なかなかかみ合いさうもございません。財政的にもというふうに言われておりますし、震災のことも言われておりますが、私は震災は逆に、私は庁舎を分散していたほうがいいんじゃないかなというふうに、私は思いますよ。1カ所やられたら機能がマヒしてしまいますので、分散しておったほうが、片一方の庁舎が使えますので、そして、今回の震災で大きく取り上げられたのが絆です。人と人の絆、家族の絆、町民と行政との絆、私は、これが大切だというふうに思っております。震災を参考にされるんなら、私はそういったことも参考にされたほうがいいんじゃないかというふうに私は思います。

それから、財政面につきましても、1、200万円で10年で1億2,000万円というふうに言われておりますけれども、実際には3億8,500万円も使うわけですから、自腹は1億3,000万円から4,000万円切らんなんわけですので、差し引き、私は10年スパンでいくとゼロだというふうに思って、決して財政的にも、私は節減にならないというふうに思っております。

時間がありませんので、私は最後といいますか、今、私が、岩滝町民が、どういうふうに思っておるのか、旧岩滝町民が、申し上げておきたいというふうに思いますけども。

町長、町民の中に入って、よく今回、7月ごろから入られると思うんですが、町政懇談会に、わかると思いますが、今、私のところにも含めて、どのようなことを言うておられるか。私はあ

んまり言いたくないんですけども、申し上げておきたいと思います。

庁舎の移転はですね、本庁舎の移転は結構ですと、どこへ行ってもらっても結構ですと、行ってくださいと。ただし、元の岩滝町に返してくださいと、これが旧岩滝町民の考えでございます。これは私はあえて、きょう申し上げましたけれど、あんまり申し上げたくなかったわけですけども、このことを申し上げて、できれば白紙撤回で一からやり直していただきたいと、このことだけ申し上げまして質問を終わります。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 岩滝町に返してくださいということでございますけれども、もう前へ進んでいるわけでございます。新しい町として進んできております。先ほども申し上げましたけれども、まちづくりというのは、もう庁舎の位置に左右されるという、そういうことではなしに、そこに住んでおられる方が、やはり自分たちの町、あるいは地域にどう誇りが持てるかということで、庁舎にだけこだわるといふ、そういうこともある意味、もう少し考えていただく必要があるのではないかなというふうに思っております。それらを選択したのも自分たちでございます。

そして新しい町が進みかけて、今以上にいい町にしようとみんなが、嫌なことでも、やはりそれはしていかなければならないというふうに思いますし、その中で地域の絆ということは、先ほどおっしゃったように、大変重要なことでございますし、その町の、その地域の誇りを、やはり今以上に高めていただけるような、そうした地域づくりに、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思いますし、そうしたことがよい町をつくっていく原動力になるのではないかなというふうに思っております。

私からは、そうした希望を申し上げたいというふうに思います。

1 4 番（糸井満雄） 終わります。

議 長（井田義之） これで糸井議員の一般質問を終わりますが、先ほど、議会運営委員会を開催する中で、この後、特別委員会の設置の提案もありますけれども、その中で議員の皆さんもしっかりと議論をしながら、今回のワーキンググループの検証等々、行っていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

今回、一般質問では山添議員と糸井議員のみが質問されましたけれども、この問題はいろんな方が質問したかったのではないかなということも思っておりますので、よろしく願いをいたします。

これで糸井議員の一般質問を終わります。

3時10分まで休憩をいたします。

（休憩 午後 3時00分）

（再開 午後 3時10分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、一般質問を続行いたします。

次に、16番、今田博文議員の一般質問を許します。

16番、今田議員。

1 6 番（今田博文） それでは、第37回定例会におきまして、一般質問をさせていただきたいと思っています。

今回の一般質問は、東日本の大震災を教訓にしてと、それから与謝野町の防災取り組みについ

て、それからもう1点は、小・中学校、幼保の適正規模、適正配置についてお伺いしたいというふうに思っております。

防災関係につきましては、たくさんの議員から質問がありまして、重複する部分もあるというふうに思いますけれども、既に通告をいたしておりますので、よろしくお伺いをしたいというふうに思っています。東日本大震災が発生してから3カ月が過ぎました。まだ、瓦れきの撤去すら本格的にできていない状況の中、活動しているのは自衛隊とボランティアだと報道されています。

福島原発の目に見えない放射能の脅威は、東北のみならず福島原発より遠く離れた地方にも広がり、放射能の脅威と不安ははかり知れないものがあります。未来を担う子供たちの健康を心配する声も多く上がっています。

6月8日現在、亡くなられた方1万5,382人、行方不明者8,191人、避難者9万3,270人にもなっており、多くの方が、まだ不自由な生活を送っております。

近年は、大型台風やゲリラ豪雨が頻繁に起こるようになってまいりました。日本の至るところで毎年のように大きな災害が発生しています。地震や台風などの自然災害に加えて、新たに原子力発電所の安全対策や、津波に対する備えは大きな課題になっています。町の防災計画によりますと、本町の海岸線は3,547メートル、水深の深さは13.7メートルあり、防潮堤、水門等の新設、補強、改修を積極的に促進し、安全性を確保する。海面に異常気象が認められた場合、沿岸住民に対する広報、避難の位置が適切に講じられるよう、潮位観測体制の確立、整備を図るものとする。また、台風や雨について、本町は76%が森林で急傾斜地も多く、前線の停滞による集中豪雨、台風通過時における連続的豪雨等の自然条件によって、河川の流域に山崩れなどの災害が発生しやすいと記述されています。

私たちは、多くの自然の中で恩恵を受けながら暮らしています。しかし、ひとたび猛威を奮うと、人間の力ではどうしようもない、財産も人命も仕事も暮らしも、すべて一瞬のうちに飲み込んでしまう大きなエネルギーを持っています。災害から身を守り、災害を少しでも小さくできるように、常日ごろから準備することが求められています。

それでは、通告しています次のことについて質問をいたします。

福島第一原発で放射能汚染が広がっています。原発銀座といわれる福井県高浜原発から与謝野町は30キロ圏に入っています。万が一のときの対応や対策についても準備をしておく必要があると思いますが、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

次に、原発から遠く離れた地域でも放射能が検出されて、お茶などに被害が広がっています。放射能を計測する設備が京都府内にもあり、高浜、大飯などで放射能漏れがあれば、感知して知らせるようにシステム構築されていると聞いています。与謝野町民の安全は守られ、そして確保されているのかお伺いをします。

文献に1586年に、若狭湾の津波被害が報告されています。多くの家が流され、近畿や北陸で広範囲に被害が出ています。海岸線を中心に対応策が必要になるというふうに思いますけれども、どのように考えておられますか、お伺いをします。

4点目に、防災体制の強化は町にとっても大きな課題であります。とりわけ自主防災組織の強化は喫緊の課題であると思っております。総合計画にも記述がある自主防災組織の強化、育成にどう取り組んでいかれるのか、お伺いをしたいと思います。

5点目に、実際の災害に対する住民と役場職員との協力体制の構築が急務であると、総合計画でも課題になっていますが、進展はしているのか、伺います。

次に、小・中学校、保育所、幼稚園の適正規模、適正配置についてであります。

学校の統廃合は、全国の市町村で進められております。近隣の宮津や京丹後などでも議論されています。京丹后市では、地域やPTAから小学校の存続を求める請願書が次のように出され、要望されています。

学校は愛校精神に支えられた地域行事の拠点である。災害時の避難場所として、住民の平日ごろの生活に密接にかかわりを持つ、住民には無条件にいとおしく、深い心のよりどころがある。学校を失うことは耐えがたき悲しみ、寂しさで、校区の過疎化、衰退につながる。地域の学校は、そこに住む人たちが守り続けることが、今、生きるものの使命などと心情を訴えておられます。

このように、学校は地域のシンボリック的存在になり、コミュニティ醸成の場所となっています。

1973年に当時の文部省が出した通達に、小・中学校の統合については、学校統合の意義、及び学校の適正規模については、学校規模を重視するあまり、無理な学校統合を行い地域住民との間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければならない。また、小規模学校には教職員と児童・生徒との人間的触合いや個別指導の面で、小規模学校としての教育上の利点も考えられるので、総合的に判断した場合、なお小規模校として存置し、充実するほうが好ましい場合があることに留意することとしています。そして、通学距離及び通学時間の児童・生徒の心身に与える影響、児童・生徒の安全、学校の教育活動への実施への影響などを十分に検討し、無理のないように配置すること。学校統合を計画する場合には、学校の持つ地域的意義なども考え、十分に地域住民の理解と協力を得て行うように努めることなどとしています。この通達は、統廃合を考える上で参考になるべき内容が多く含まれていると思います。

平成21年5月に教育、保育環境のあり方に関する提言書が提出されました。公立保育所については、現状を維持し、個々の保護者のニーズや幼児の状況の幅広く対応できるように、施策内容をさらに充実する。乳幼児期の養育は、基本的には親の責任において行うのが望ましい。公立幼稚園については、町内2幼稚園については現状を基本とする。しかし、幼稚園と保育所の相違点、あるいは共通点を保護者に周知させる必要がある。幼稚園は、町全域から入園しやすいように名称変更を検討すべきである。

小学校については、子供たちにとって、よりよい教育環境を整えるためには、学級は適正規模を保持する必要がある。適正規模は、一学級20人から30人とし、一学年2学級以上を基準とした学年編成が望ましい。

中学校についても、学校規模が学習環境に与える影響が大きく、小学校と同様、適正規模を保持することが必要である。適正規模は、一学級30人から35人とし、一学年3学級以上を基準とした学年編成が望ましい。また、校区は複数の小学校を含むよう、適正配置をし、当面は現状維持が望ましい。このように教育、保育環境のあり方に関する提言書には、それぞれ記述がされています。

学校の統廃合は、まちづくりと大きくかかわってきます。大いに議論を進めながら存続、統廃合の検討を行い、大事なことは住民合意で事を進め、検討していくことが最も求められていると考えています。

昨年6月議会で、塩見議員の答弁で、本年4月1日付で吉田参事を配置し、保育所、幼稚園、小学校、中学校の適正規模、適正配置の進め方の検討を参事の特命事務の一つに掲げ、総合調整を指示しましたと発言し、答弁されています。

現在、どのような形で進められているのか、お伺いをして、一般質問といたします。

議長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議員ご質問の1番目、東日本大震災を教訓にしてについてお答えいたします。

1点目の原発事故対策の関係につきましては、和田議員のご質問にお答えした内容と重複する部分もありますが、福井県高浜原発と与謝野町との距離は30数キロメートル離れた位置にあり、30キロメートル圏内には入りません。しかしながら、一概に圏外であるから安全であるとは言えないわけで、最悪の事態を想定し、京都府が今回、策定しました原子力発電所防災対策暫定計画に基づく、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲の対策に準ずる計画を策定する必要があるというふうに考えております。今後、地域防災計画の見直しを進める中で、京都府及び近隣市町と調整し、原発事故から住民の命と暮らしを守る計画策定を進めていきたいと考えています。

次に、2点目の京都府内の放射能の影響に関しますご質問につきましては、京都府では放射線の測定機を設置しておりまして、東日本大震災が発生する以前には、府内7カ所に設置していましたが、震災以降、京都府が定めた原子力発電所防災対策暫定計画に基づき、放射線の監視体制を強化するため、新たに10カ所に測定機を増設しております。丹後管内には、新たに宮津総合庁舎と峰山総合庁舎に設置され、放射線の観測状況は京都府のホームページで公開されております。これまでに、特に異常な数値の報告は受けておらず、現時点では放射能の影響はなく、安全は確保されているというふうに認識しています。

3点目の津波対策に関するご質問につきましては、野村議員のご質問にお答えした内容と重複する部分があるかと思いますが、避難所、避難地の海拔表示盤の設置や、早急な高台への避難誘導を、どのような体制で進めていくかなど、地域防災計画を見直す中で、対応方策を整理していきたいというふうに考えています。

4点目の防災体制の強化、自主防災の育成への取り組みに関するご質問でございますが、町内におけます自主防災組織につきましては、それぞれの区が母体となり編成をされており、地域ごとに自治消防隊、水防隊などと活動内容が異なっていますが、いずれも各区が中心となって、地域防災全般に取り組んでいただいています。その中で、一部の区では町の防災訓練時や防災訓練時以外でも区独自の防災訓練、地域での防災フェアなどに積極的に取り組んでいただいております。ここ数年は、その取り組みの回数も年々ふえてきています。町としましても、これまでから訓練用の水消火器の貸し出しや、備蓄食糧を提供させていただくなど、活動の支援を行っております。今後もできる限りの支援と協力を行いたいというふうに考えております。

5点目の災害に対する住民の役場職員との協力体制についてでございますが、災害時には役場の災害警戒対策本部の体制状況や、地域での被害状況などにつきましては、各区長を窓口、逐一連絡をとり合っており、公民館での避難所開設などにつきましては、各区にご協力をいただくとともに、職員を配置させているところでございます。

せんだっての台風2号時におきましても石川、あるいは香河公民館におきましても、区長を通

じまして開所をしていただき、職員を配置させるという、そうした処置も対応もさせていただいております。また、合併後、毎年3月に実施しております防災訓練では、避難参集伝達訓練をこれまでから繰り返し実施しており、参集者の取りまとめについては、各区にお願いしているところでございます。今後におきましては、町と各区との連携がさらにスムーズに運ぶよう協議と検討を進め、さらなる推進をしていきたいというふうに考えています。

ご質問の2番目、小・中学校、保育園、幼稚園の適正規模、適正配置についてお答えいたします。小・中学校、保育園、幼稚園の適正規模、適正配置の議論は、全国的に進行する少子化の中で、子供たちを取り巻く環境にも変化が生じ、住む地域によって教育環境や保育環境が異なることが問題視されるようになってきたことが発端であるというふうに思っています。

議員もご承知のように、与謝野町も例外ではなく、これら本町の未来を担う子供たちの教育環境や保育環境をどのようにしていくか、検討する必要性から設置された与謝野町教育・保育・環境検討委員会で協議が重ねられ、今後の与謝野町の教育・保育・環境のあり方についての提言がまとめられました。

平成21年5月に、その報告を受けた後、一定の整理期間を置いてきたわけですが、平成22年4月に、参事に特命事項として、庁舎の統合を含め小・中学校、保育園、幼稚園の適正規模、適正配置についての具体的な進展を図るべく、総合調整を指示したところでございます。保育園のあり方につきましては、少子化の進行により、従来の施設数ではクラス運営が困難になり、保育にも影響が出てくることが予想されます。また、財政的にも、現在8園の保育園の運営費用は多額であり、施設を適正配置することで経費を節減することができます。

以上等のことから、将来は一定の適正配置は必要になってくるというふうに思いますが、保育園の適正配置につきましては、保育園だけの問題ではなく、その上に続く小学校との関連があることから、小学校の適正配置の議論とリンクして考えなければならないというふうに思っております。

一方、小・中学校、幼稚園のあり方につきましては、その検討を教育委員会にゆだねたところでごさいます。現在の検討状況は当初の予定より少しおくれぎみながら、教育委員会議で論議を深めていただいております。間もなく学校等の適正規模、適正配置に関する基本計画として、まとめの報告がいただけるというふうに伺っています。

子供たちによりよい教育環境を整えるためには、学級、学校は適正規模を保持する必要があり、小学校では一学級を20から30人とし、一学年3学級以上を基準とした学年編成とし、この要件を満たしつつ、地域性を考慮し、既存校舎を利用して適正規模が実現し得る時期、方法を報告いただけるものと考えています。また、中学校におきましては、当面現状維持が望ましいとしながらも、提言にあります校区は、複数の小学校区を含むよう、適正規模を行うことを基本に考えますと、小学校の適正配置が進むことにより、必然的に中学校の適正規模が実現し得る時期、方向性も決まってくるのではないかと考えています。以上で、今田議員への答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） それぞれ答弁をいただきました。災害の関係では、放射能の関係を中心にしまして、町長、既にほかの議員にも答弁をいただいております。大体わかっておるつもりでございます。

ます。今、答弁の中で、特にありましたのは、対策、対応をつくるということは前から聞いておりますけれども、命を守る、暮らしを守る、これは行政としては、必ずやっていたかなくてはならない大きな使命でございます。そのことを十分認識はされておるといふふうに思いますけれども、さらにもう一度認識をしていただいて、町民の命は我々が守るんだと、災害が来たときに一人でも犠牲者を出さない、命を落とす人がないように、その対策、対応については、全力を挙げていただきたいというふうに思っています。

そういった意味で、先ほど庁舎問題の議論がありました。分庁で置いておったほうが災害対応というのはしやすいんだという、いや意見ですよ。意見を言われました。しかし、それは一つのほうがいいのか、あるいは南北に広い町ですから二つのほうがいいのか、そういう災害に対する庁舎のあり方、このことについても、一つにしたほうが指揮命令系統はいいんだという、町長のお考えですけれども、もう一度、そこは、どういう形に配置すれば、今、申し上げた町民の暮らしと、最終的には命が守れるんだということは、質問の趣旨から外れますけれども、ぜひ、検討の一つに加えていただきたいというふうに思っています。

放射能の感知の関係ですけれども、今7カ所置かれておまして、新たに宮津や京丹後、木津川、全部で10カ所ということで、与謝野町にも近いところに観測所といいますか、モニタリングポストができると。しかし、このモニタリングポストというのは地上、普通7メートルぐらいのところであるらしいです。あの白い何か帽子をかぶったようなもんですけれども、あそこで感知するのと、実際人間が生活する地上1.5メートルぐらいのところでは、数値が大きく違っていると、これは実際、福島、東北で検証されています。ですから、住民の人は不安で不安でしょうがないと、あそこで大丈夫であっても、ここでは違うんだと、ですからサーベイメーターですか、この移動ができる、計測できる放射能、計測する機械があるんですが、それをもって校庭をはかられたり、あるいは公園をはかられたり、生活する場所をはかられたり、こういうことをやっておられます。このサーベイメーターというのは、国が都道府県に1基ずつ配っているというふうに私は情報を聞いています。一度、このサーベイメーターを与謝野町に持ち込んで、どうなっているのか、調べる必要もあるんじゃないかなというふうに思っています。

伏見区ですけれども、京都市内にサーベイメーターがあるということなんですけれども、ちりや雨の中から、放射能を感知したと。これは4月1日までと比べると、実に100倍になると、これぐらいの放射能が感知されたというふうに新聞報道されておりました。しかし、常日ごろの100倍というのと物すごい量だという感じを受けるんですけれども、専門家によりますと、自然界から受ける1万分の1ぐらいにしかならないということなんで、これは安心をしてもいい数字だというふうに思うんですが、京都府によりますと高浜や大飯や、そのこの原発の事故はないから、恐らくこの福島から飛んできたちりといいますか、雨といいますか、そういうものが感知されたに違いないというふうに報道をされています。

この町では放射能をはかったことがないというふうに思いますけれども、私は借りてきたらいいと言いかたをしましたが、町の一つぐらいはあってもいいんじゃないかというふうに思うんですが、どれぐらいするもんかわかりません。一つ、予算計上をしていただいて買っていて、特に幼稚園や保育園や学校を一度はかっていただくと、このことも大事なことでないかなというふうに思っています。いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 私自身、そのものがどれぐらいのもので、どれだけの値段がするものかはわかりませんが、都道府県に1台ということは、相当高価なものであるんだろうなという感覚はいたします。

ただ、この管内でも今まではなかったんですが峰山、あるいは宮津の振興局管内に2基、そうしたものが設置されるということですし、このごろは個人でもあらかたの放射能をはかる、そうした機器が、高いと言えば高いですし、安いと言えば安いんですが、そうしたものも出ております。そうしたものが手に入るものかどうか、その辺のところもちょっと検討がさせていただきたいなと思います。しかし、設置したハンディーじゃなくて、設置したものにつきましては、それぞれが一番適当と思われるところに恐らく設置されるんであろうというふうに思いますし、何の知識もないものが、なかなかそうしたことができませんので、京都府等の連携や指導を得ながら考えてまいりたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 町長、それは私が思うに、都道府県に各1台というのは今まで関心がなかったんですよ、みな。放射能なんか来るわけない、原発の事故なんか起きるわけない。このことが先入観としてあるから、そんな機械があったってのははかるうともしない、使おうともしないと、こういうことだと思うんです。ですから、そんな高いもんが、だれもこれも、多くの方が持ってますね、東北のほうに行けば、持ってないと思うんですね。ぜひ買っていただくのが無理だったら、借りて来てでも、ぜひはかっていただくことも必要ではないかと、教育長ともご相談いただいて、ぜひ進めていただけたらありがたいというふうに思っています。

それから、自主防災の取り組みですけれども、区が母体、中心でお願いをしていると、区独自でも頑張ってやっておられるところもあると。

それから、実際の災害に対しては、警戒本部を立ち上げたり、あるいは区長さんに避難所の確保をお願いしているんだということなんですけれども、そのレベルまでは、何とか対応していただいているというふうに思うんですが、問題は実際の住民の方です。実際、災害が起きたり、地震が起きたら本当にどうしていいかわからないんですよ。一番頼りになるのは、やはり自分の身の回りにおられる家族の者や近所の人です。それから、仕事に出かけておられる方は、仕事の仲間、身の回りにおられる方が一番頼りになる。災害のときは心強いし、お互いに助け合うと、こういうことになるんですね。

区を中心にやっていただくのは、本当にありがたいし結構なことなんですけど、防災訓練もやっているということなんですけれども、もう少し危機感のあると言いますか、災害が本当に来たんだと、来るんだということを想定したような認識を持った訓練というのが、今のところはできておりません。そこのところをもう少し詰めていただくといえますか、そら町が一から十までかかわって立ち上げたり、一緒になって相談をするということは、そら無理です。ですけれども、一言声をかける、あるいは背中を押す、これぐらいはできるでしょう。ぜひ区長さんとも話を詰めていただくなり、あるいは、そういうことをもう少し啓蒙していただきたいというふうに思っていますけれども、そこはいかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 非常に町としましても、そうしたところへ大勢の理解を得ながらやっていただくような投資をやっているつもりでございます。ただ、そこには、それぞれの区の温度差がありまして、そうしたことを受けて、じゃあ取り組んでみようと、じゃあ実際に取り組むにはどうしたらいいか、ほかの区のやり方を勉強してみようと、公民館活動の一つの一環として取り組まれるところもあれば、直接、区長あたりに来てもらって、そうした話を聞かれる、また実際に三河内あたりでも兵庫県の円山川でしたか、はんらんしたときの地域の方から実際に、そういう話を聞いて、意識を高めるといふふうな、そういう取り組みがありますけれども、ちょっとなかなかまだ、温度差があります。そうした中でいつときにはできませんけれども、確かに町、また、そうした周りの人たちが、その人たち、災害に遭わないように常に啓発したり、そうした仕組みづくりをお手伝いするということにつきましては、やぶさかではございませんけれども、鉄は熱いうちに打てということわざもあります。やっぱりこうした東日本の大災害を、大震災をやはり教訓にして、それぞれの地域でも、いま一度、もう少し進んでしていただくように、また担当課から、そうした指導もさせていただきたいと思っておりますし、本当に正直なところ、ハザードマップあたりも新町になって配付いたしましたけれども、これ何というところからの出発でございます。そうしたことを各地域で理解していただいたり、するところから、まずしなければ、なかなか難しいんじゃないかというふうに思いますので、地道な積み上げの中で、できるだけ、そうしたことの体制が取れるように頑張りたいと思っておりますし、各区でのそうした自主的な取り組み方につきましても、それぞれの議員さん方から、やはり各区にアドバイスをさせていただいたら、ありがたいなというふうに思っております。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 町長、地域によったり、自治会によっては温度差があるということですが、その温度差をなくしていくと、このことが大事だというふうに私は思っています。

今回の東北大震災、大きな津波でたくさんの方が亡くなりました。なぜ、こんな多くの方が亡くなったのか。これにはわけがあるんですね。亡くなった人は、ハザードマップで安全なところだと思っていたと、こんなところまで津波が来るとは思わなかったと、いわゆる想定外ですよ。自分の頭の中で考えるよりも、もっとすごい自然災害が起きたと、このことだと思います。

それとうちは大丈夫、うちは大丈夫という、そういう安全概念といいますか、そういうものがすべての人に働くというふうないうふうに思いますけれども、そこを少し行政がつついていただくということも大事なことだろうというふうに思っております。助かった人は、地震があつたら避難すると決めていたと、こういう人もあるんですね。自分で行動を起こさないと。想定を超えることがある。こういう認識を持っておられた方は助かっておられるんです。ですから、ここをもう少しつついていただくといいますか、啓蒙していただく、もちろんこの大災害で住民の皆さんや地域の人も、このことにすごく関心があり、我々も考えないかんなどという思いというのは持っておられるというふうに思いますので、町長が今おっしゃったように、鉄は熱いうちにたたけと、まさにこれだというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいというふうに思っています。

それから、学校統合問題ですけれども、保育園、8園あるけれども、財政的には非常にしんどいと、いずれは統廃合をしていかなければならない。しかし、小学校と密接な関係があるから、

これはリンクする問題であるというふうにお話をいただきました。

それから、中学校については加悦中学校の改築問題もありますけれども、当面は今の学校数を維持するということだというふうに思います。もうすぐ結果といいますか、検討結果ですね、いわゆる。が出されるような答弁をいただいたわけですが、どのようなスケジュールを今お考えなんでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 保育園につきましては、保育に関する件につきましては、参事のほうからも報告を受けておりますけれども、幼も含めますか、幼、小、中につきましては、これは教育委員会のほうで検討をお世話になっております。なかなか難しい問題もございますので、まとめが、なかなかではなかろうかなというふうに思っておりますけれども、それらと今後よく協議をし、そして、新たな形というものをお示しさせていただく必要があるかと思っておりますけれども、まだ、時間的には、まだもう少しかかるようには聞いております。それぐらいの答弁でございます。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 中身は、こちらだろうというふうに思いますが、今、私が確認をしたんですけれども、保育園、小学校が今、リンクして、将来的には統廃合の方向に向かうんじゃないかという町長の見通しだったんですが、中学校です、中学校は今、改築して予算がつけました。一定の予算、スタートの予算ですが、中学校については、今回の改築をするに当たり、まちづくりを一体的に考えるような改築をしたらどうかというふうな意見というのは、この場でも出るわけですね。しかし、それは加悦中学校の改築というのは、もうあの場所で、今のを取り壊して、新しい校舎、体育館を建てると、このことに間違いはないですね。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 新たな土地を求めるといふことはしないということですので、そうした形で進めていきたいというふうに考えております。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） ここに教育、保育環境のあり方に対する提言書、ここの終わりに保育所のことが書いてあるんですね。

今後、本町の人口減に歯どめをかけて、今よりも子供を減らさないためには、引き続き現在の保育所施設を存続し、保育内容を充実することを提言しています。議論の中では、保育所の削減を求める意見や、認定こども園の新設についての意見が出され、また保育所の統合によって、保護者のニーズに、よりこたえる保育所を確保したいとする意見もありました。深刻な財政難の今、町財政に多大の負担を迫る保育所の全面存続に対しては、当然の意見であろうと考えます。

しかし、子育てしやすい町をつくり、保護者や子供たちが安心して住める町にするためには、この方策が最善であると信じ、あえて提言をしますということで、非常に厳しい財政でありますけれども、子育て、そういうことを考えると、今ある保育所というのは、残していくのが一番いいんだと、こういう内容の、この提言書の終わりにくだりがあるわけですが、こういうことは、ぜひ町長も尊重されるんだろうというふうに思いますが、今の段階で見解をお聞きします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 一つの提言の中で、もう少しちょっと私、文章的にあれなんですけど、基本はや

はりこの町に住んでいる子供たちを安心・安全にお預かりさせていただくと。そしてまた、そのお母さんや親たちの願いといいますか、この大変厳しい状況の中で、お二人とも働きに出てられる、そうして環境の中で、子供を預けたいという、そういうニーズにどうこたえていくかということが、まず基本になるのではないかと思います。

ですから、数だとか、それから、その場所だとかにこだわることなく、やはり今の多くのニーズにどうこたえていったらいいのかということ、まず基本に考えるべきだというふうに思いますし、そのことによって、サービスが向上するのであれば、そういう方法も一つではなかろうかというふうに考えております。

ただ、それにしましても、全く地域と、各地域に一つずつ、地区の一つ一つあります小学校等々の考え方とはリンクをしてみたいと思いますので、それらも考え合わせた上での慎重な結論になるかというふうに考えております。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 学校統廃合、これは先ほど申し上げましたように、全国あちこちで起きています。近隣の町でも既に始まっているところもあります。この学校統廃合を考える論点、これには四つあるんですね。大概の町や統廃合が、こういう方式で行われるというのがあるんです。それは小規模校のメリットというのは、必ず出てくるという、議論の中で、残すべきだと、小規模校のよさというのは必ず議論の中で出てくると、しかし、それは財政論でかき消されてしまうと、これが一つです。

それから、学校の適正規模論ですね、これは一学校、小学校ですが、12から18学級にするのが望ましい。こういう文科省の基準があるんです。だからそこに合致する。これは50年前の話なんです。子供が多くおった、今みたいに少子化ではない時代に決められた一つの基準だというふうに思います。この基準を当てはめていったら、そんな学校なんて岩滝小学校しかありませんよ。ほか全部12学級以下です。全国では11学級以下の小学校が実に50%もあるということです。

それから、三つ目、これは切磋琢磨論です。二つの学級で競争させる。友達と競争させる、それが人間成長、子供の教育にいいんだと、競争することによって人は育つと、こういう切磋琢磨論です。

それから、複式学級回避論、これは複式学級はあまりよくないのではないかという意見というのは、この四つの意見というのは必ず統廃合の中では出てくるというふうに言われております。うちの町の議論がどうなるかわかりません。将来、私の議員の任期のうちには必ず出てくるというふうに思います。そのときは教育長と議論をさせていただきたいというふうに思っています。きょうはこれで終わります。

議長（井田義之） これで、今田博文議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。午後4時10分まで休憩をいたします。

（休憩 午後 4時00分）

（再開 午後 4時10分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

太田町長から発言の申し出ありますので、これを受けます。

太田町長。

町長（太田貴美） 今田議員の質問の中で、1カ所ちょっと言い間違いをしているようでございますので、訂正をさせていただきます。

小学校では、一学級を20人から30人とし一学年2学級以上を基準とした学年編成としということで、小学校では一学年2学級ということで、どうも3学級と言ったようでございますので、訂正をさせていただきます。

議長（井田義之） 17番、谷口忠弘議員の一般質問を許します。

17番、谷口議員。

17番（谷口忠弘） それでは、第37回6月定例議会におきまして、議長のお許しを得ましたので、最後になりましたけれども一般質問をさせていただきます。よろしくご答弁をお願いしたいというぐあいに思います。

時間がたつのは早いもので、3町が合併してはや5年が経過しました。昔は10年一昔と言われてきましたが、時代の変化の激しい最近では、5年で一昔、いや3年で一昔とも言われています。国においても内閣総理大臣が約1年ほどでコロコロ変わり、また自民政権から民主党政権に移り、あらゆる面で国民の期待を一身に集めました。残念ながら、その期待に十分にこたえられていないのが現状であります。また、今般の東北大震災においても、その被害の認識の甘さから初期対応がおくれ、いまだ復旧、復興にしても、また、原子力発電の事故の終息についても全くめどがついていないと、そういう状況であります。また、経済面においてもリーマンショック以降、なかなか立ち直ることができず、一層デフレ経済が進み、国内消費の落ち込みによる生産の減少、また働く人たちの可処分所得の減少など、まさにデフレスパイラルにはまり込んでいる状況であります。

当町においても長引く織物業の低迷、また、長期的に進んでいる人口減少、少子高齢化など、まことに厳しく、慢性的、長期的不況であります。こういった厳しい環境の中、持続可能なまちづくりを目指しまして、平成18年3月、3町が合併をいたしました。この合併には、国からいろんな特例が設けられました。いろいろありますが、特徴的なものは主に二つあり、一つは普通地方交付税であります。交付税はおおむね面積や人口の小規模な自治体ほど、手厚く払われる算定基準になっています。そのため3町が合併して新町になれば、それぞれもらっていた地方交付税を合わせたものより小さくなります。

しかしながら、合併したからといって、すぐさま合理化の成果があらわれるわけではないので、合併10年間は、合併しなかった場合の交付税額を維持することになっています。その後、5年間をかけて段階的に、通常の算定に基づく交付税額に移行していきます。これが合併算定がえというものであります。

それともう一つ、通称「あめ」と言われている合併特例債であります。ここでリアルな表現をするために、起債とは言わずに借金と呼ばせていただいて、説明をさせていただきたいと思いません。合併特例債は、頭金の5%を払えば、残りの95%の借金が可能になり、この借金のうち自前で返済するのは3割でよく、残りの7割は地方交付税の基準財政需要額に算入されます。要するに70%が戻ってくるというわけであります。また、この借金は、地方財政第5条の経費に該当しなくても、市町村建設計画に基づいている事業なら可能であります。

すなわち、合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため、均衡ある発展に期すること。建設を総合的かつ、効果的に推進ために行う公共的整備事業などであります。このようなことを目的にすれば、発行額が可能なものであります。しかし、いくら有利な借金といっても、借金にはかわりはありません。安易に箱物に使うと、借金返済だけで済まなくなり、維持管理費などが負担として重くのしかかってきます。また、今回、合併特例債の質問をしたのは、特例債を使った事業が、この5年間で議会で上程をされました。特例債の事業としてのくくりでの全体像が見たいと思ひまして、そういった側面から検証も必要だと思ひ、今回、合併特例債について質問をしたところでございます。

そこでお伺ひしたいのは、当町の標準事業費の算出から出る合併特例債の発行の可能額と、議会では既に承認をされていますが、平成23年3月までの代表的な主な事業だけで結構ですのでお聞かせをください。また、中間地点ではありますが、一定の効果がどのようにあったのか、わかる範囲でお答えください。

また、今後5年間の利用期限がありますが、本6月議会でも少し出ていますが、今後の予定として、主にどのような事業を予定し、有利な借金をどれだけ使おうとしておられるのかをお尋ねいたします。また、この特例債の償還は、各事業ごとに、どのようにになっているのかもお尋ねいたします。

そして、今後、今まで発行した起債、借金と今後5年間、借りようとされる借金、それに償還期間における金利、要するに合併に際して、幾ら元利を含めた借金をされるつもりなのかをお尋ねいたします。

次に、地方交付税の算定にかかわる基準財政需要額についてお尋ねをいたします。

交付税の算定方法は、その町を運営するために必要とされる妥当な金額、これを基準財政需要額と呼ぶわけですが、これを算定し、そこから実際の税収入を算定した額、基準財政収入額を引くと、財政が幾ら不足しているかが出てきます。この不足額を地方交付税で補おうとするものであります。税収が落ち込んでいる中、この基準財政需要額推移がどうなっているのか、交付税算入がされる合併特例債と切り離してお答えをお願いしたいと思います。

次に、今後の財政についてお尋ねします。国の財政も借金まみれの状況であり、また今般の東北大震災が発生し、この財源は当分は赤字国債の発行によるが、近い将来は増税が待ち構えているのは確実であります。こういったことを考える、今後、地方自治体の交付税や補助金、交付金など、相当影響が出てくると十分に予測をされます。町長は、昨年3月議会の赤松議員の一般質問の答弁で、税収は減る一方で頼りになるのは地方交付税のみであります。この交付税を圧縮されると、当町のような脆弱な町はひとたまりもありませんと、お答えになっています。

そこで、平成23年2月に出されました財政シミュレーションを見ると、平成27年度から収支が赤字になると予測されています。また、その後の段階的に下がる交付税は、平成33年度で、平成27年に比べ、何と12億円も下がると言われています。これは大変な危機的な状況であります。それに対して、今から備えが必要だと考えますが、町長の具体的なお考えをお聞きます。

次に、高齢者向けの公園の設置についてお尋ねをいたします。1990年代に各地の児童公園で遊具が絡む児童の死傷事件が相次ぎ起こり、国土交通省が調べる契機となりました。当町においても、以前、私も一般質問をさせていただきましたが、当町、36カ所の児童遊園の遊具の調

査を実施したところ、数字は忘れましたが、その遊具のほとんどが老朽化、劣化し、危険遊具という判定になりました。

しかし、撤去費用もかさむことや、子供の遊具は非常に価格が高く、買いかえが困難で、張り紙で使用禁止状態になっている状況が多いようであります。また最近、子供があまり外で遊ばなくなっており、その利用率はかなり落ち込んでいるようであります。

そこで、最近、全国に広がりを見せているのが子供向けの公園を高齢者の方々が使う、公園の世代交代が進んでいるようであります。実際に都市部では、運動や体の手入れに使う、健康遊具を備えた公園に衣がえをしているところがふえているようであります。足つぼマッサージする健康器具や、弓なりに背もたれをして胸を反らす背伸ばしベンチ、わき腹の筋肉を伸ばす上半身アーチ、足腰を柔軟にするステップストレッチなど、高齢の方々が体をひねったり、高いところに登ったりして足腰を鍛える健康器具だそうであります。スポーツクラブと違い、自分のペースで無料のトレーニングができ、近くの保育園から来る子供たちと遊ぶことができ、喜んでおられるようであります。

また、先ほども申し上げましたが、子供向けの遊具より非常に安価であり、安全のために確保しなければならないスペースも狭くて済むようであります。元気で老後を暮らしていただき、これが介護費用の抑制につながればよいと思います。少なくとも、旧町単位で1カ所ずつ設置を検討してみればと思いますが、町長のお考えをお聞きます。

以上、私の第1回目の質問といたします。よろしくご答弁をお願いします。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 谷口議員、ご質問の1番目、合併から22年度末までの合併特例債事業の中身と、今後の主な事業、財政についてお答えいたします。

1点目の発行可能額と平成22年度末までの発行額と、その主な事業でございますが、発行可能額については、当町の合併後の人口規模、あるいは事業規模に合うよう、国が示す算出式を用いて、算出した111億7,900万円が発行可能額となっております。

22年度末現在の当町の発行額は33億1,350万円となっております。なお、この額は地域振興基金積立金分を除いた額でございますので、それを含めると、発行可能額は128億5,000万円で、また、22年度末までの発行額は41億4,950万円となっております。これまでの合併特例債を活用しました主な事業でございますが、最も発行額が大きい事業といたしまして、CATVの拡張や光ファイバー網の整備を行った地域情報通信基盤整備事業であり、発行額12億2,160万円となっております。

その他の事業といたしましては、道路街路の整備事業、耐震改修を中心に実施しました学校施設整備事業、阿蘇シーサイドパーク等の公園整備事業、農林業施設整備事業、消防施設整備事業や、現在、整備を行っております防災行政無線整備事業等となっております。

2点目の今後5年間の予定事業と、その発行額でございますが、合併時からの当町の方針として、いわゆる箱物施設といった目新しい施設の建設を行うのではなく、道路や学校施設、農林業施設などといった地域に不可欠な施設整備の充実を継続的に行うこととし、住民の生活環境の向上を第一とした、身の丈に合った事業に合併特例債を活用してまいりました。今後も、その方針

を変えることなく、住民生活に密着した事業に合併特例債を活用することになりますが、これから実施する主な事業としましては、加悦中学校の改築事業という大きな事業に加えまして、阿蘇シーサイドパーク整備事業、町道明石香河線改良事業、デジタル防災行政無線整備事業、消防施設整備事業などを予定いたしております。

また、今後5年間の合併特例債の発行額でございますが、特別な財政施設を伴う事業に取り組む年度以外は、その年度の地方債償還元金を上回る地方債を発行しないということを原則とし、平成23年度当初予算の参考資料としております財政見通しでは、23年度から27年度の5年間、地域振興基金積立金分を含め、39億5,180万円の発行を予定をしております。今後は、適正な地方債発行額を精査の上、新たな地方債発行計画を作成し、地方債の抑制に努めていきたいというふうに考えております。

3点目の合併特例債の償還について、これは据置期間と償還期間についてでございますが、合併特例債は、主に銀行と貸付資金を利用しており償還期間、据置期間は地方債発行の同意を行う京都府との協議により決定された償還期間、あるいは据置期間の範囲内で設定をしております。償還期間を何年に設定するかにつきましては、整備する施設等の種類で変わりますが、耐用年数や財務省の資金である財政融資資金での償還期間等を参考に、京都府と協議して決定しております。

現在、道路整備、公園整備、情報通信基盤整備、防災行政無線などの事業は、償還期間を15年としており、その他の施設整備事業は10年、消防車両等の特殊車両の整備は5年としております。据置期間ですが、償還年数や借入先の状況に応じて、1年から2年としております。

4点目の発行額と利子の償還金の総額でございますが、平成22年度末現在で、発行額総額が地域振興基金積立金を含めまして41億4,950万円で、利子が3億6,647万円となっており、元利合計は45億1,597万円となっております。

ご質問では、今後の予定分も含めてということでございますが、元金は先ほど申し上げました財政見通しを参考にいたしますと、39億5,180万円を発行予定としております。そうしますと、これを加えますと、発行額合計で81億130万円となります。利子は発行時の経済情勢に影響を受けますので、発行予定額に対して正確な利子分を申し上げることは大変難しいのですが、平成22年度までの発行額と、今後の発行額が同程度でございますので、同じ程度の利子が発生すると推測すれば、合併特例債の発行額と利子の合計は、約88億円程度となる見込みでございます。

5点目の交付税算入基準である、基準財政需要額の過去5年間の推移でございますが、平成18年度から順に申し上げますと、18年度は59億3,108万円。19年度は58億9,992万円。20年度は60億1,847万円。21年度は61億1,550万円。22年度は63億4,149万円となっており、18年度と比べた22年度の増減率は6.9%の増加となっております。

ご存じのように、普通交付税額は基準財政需要額と基準財政収入額の差額で決定されますので、参考までに各年度の普通交付税額を申し上げますと、平成18年度は40億7,523万円。19年度は39億8,490万円。20年度は41億3,457万円。21年度は43億1,298万円。22年度は46億4,906万円となっており、18年度と比べた平成22年

度の増減率は14.1%の増加となっています。

また、ここまで合併特例債についてのご質問にお答えしてきましたので、交付税に算入される合併特例債分の基準財政需要額も申し上げておきますと、合併特例債分の基準財政需要額は、元利償還金の70%が翌年度から算入されますので、平成19年度からの計上となっております、平成19年度は453万円。20年度は1,101万円。21年度は4,617万円。22年度は1億2,347万円となっております、合計で22年度までに1億8,520万円が基準財政需要額に算入されていることとなります。

6点目の合併特例債が終わる後、財政基金に備える必要があるというふうに思うが、具体的なお考えはについてでございますが、ご存じのとおり平成27年度に合併から10年目を迎え、翌28年度から5カ年度をかけまして、段階的に普通交付税が逡減されます。27年度と一本算定となる33年度では、おおむね年間12億円程度減額となるものと見込んでおります。

これが以降も毎年度、継続されるということになりますので、それらに備え27年度までに減債基金に毎年度でき得る限り積み立てを行ってまいりたいというふうに考えております。また、28年度からは合併特例債という交付税算入の大きい有利な地方債の活用ができなくなりますので、先ほども申し上げましたように、今後は適正な地方債発行額を精査の上、新たな地方債発行計画を作成し、財政負担の軽減のために地方債発行額の抑制に努めていきたいというふうに考えております。

2番目のご質問の高齢者向けの公園設置についてご説明申し上げます。

ご案内いただきましたように、ここ10年で公園の一角に高齢者向け遊具の設置をされるケースがふえてまいりました。特に、都市部におきましては、高齢者の方がいつでも使えるような空き地、広場等は少なく、散歩コースのちょっとした空間に設置された遊具を多くの高齢者の方が利用されているようでございます。一方、当町におきましては、各地域に児童公園や町管理の公園、さらにはサイクリングロードも整備されていることから、比較的運動しやすい環境にあるというふうに言えます。また、小学校、中学校のグラウンド、体育館につきましても、一般開放されていることから、バレーボール、グランドゴルフ、ゲートボール、ペタンクス等、幅広く利用いただいております。

このように、体を動かす環境は、都市部と比べ恵まれた状況下にあると思っておりますが、ご質問の高齢者向け遊具の設置につきましても、ニーズとか設置場所、遊具の内容等について、今後、検討してまいりたいというふうに思っております。

以上で、谷口議員ご質問の答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 今、るるご説明をいただきまして、ありがとうございます。

合併特例債につきましても、合併協議会で作成をされました市町村の建設計画ですね、これに基づきまして、一定の標準事業費、これが積算をされたわけでありまして、その数字にいろんな係数を掛け合わせて、結局、合併特例債の発行可能額というのが算出されるわけですが、今お聞きしますと、基金を除いた可能額は111億7,900万円というぐあいにお聞きをいたしました。

この合併特例債である、その市町村の建設計画ですね、これは市町村の一体性の確立やら、均

衡ある発展、市町村の建設を総合的、かつ効果的に推進をするために使う公共施設の整備事業でありますけども、今、事業の中身も少しお聞きしましたけども、町長には意に沿わないと言えぱちょっと語弊がありますけども、旧町より持ち込んだ継続事業も確かにたくさんあったのではないかなというぐあいに思うんですけども、先ほど特例債を使った中身、これについて、均衡ある発展という趣旨から言えば、この旧町単位ですね、また全町にまたがる、こういう事業あったと思うんですけども、その発行バランスといいますか、それはどのようになっているか、もしおわかりであれば、お聞かせをいただきたいなと思うんですけど。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今回、合併特例債が、それぞれの事情に応じまして、発行されております。その中で新町全体で、いろいろと取り組みました事業といいますのはCATV事業、あるいは防災行政無線、今後、給食センター、あるいは衛生プラント等々、そうしたものの区分の中に入るわけでございますけれども、具体的に各地域で発行いたしました金額等を申し上げますと、金額よりもあれのほうがいいですかね。

今、言いました旧町の範囲を超えて受益のある事業といいますと、一事業の発行が10億円を大きく超えますCATVの拡張があるというふうに思いますし、地域別の特徴でございますが、岩滝地域では年度を超えて実施しております公園整備事業、これはほとんど阿蘇シーサイドパークの整備事業で、発行額といたしましては1億8,070万円で、これは岩滝地域全体の25.6%でございます。用地買収や補償を伴った平和通り整備等の街路事業と、それから、岩滝地域全体の街路整備事業等が、全体の岩滝地域での取り組みました事業の発行額でございます。

細かな数字につきましては、課長のほうから申し上げさせていただきますけれども、大体、結果的に見てみますと、それぞれの地域で活用しまして、この合併特例債を活用して行いました事業につきましては、おおよそ旧町で行きますと。大体同じぐらいの発行額となっております。その中身につきましては、細かく申し上げさせていただきたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

少し数字が細かな数字になりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。お尋ねの件は、新町全体で活用した特例債の額なり割合、そしてまた、地域別の割合額ということかと思えます。

先ほど町長が答弁させていただきましたように、平成18年度から22年度までの5カ年間の総額、合併特例債の発行総額が33億1,350万円、約33億ということでございます。そのうち新町全体の事業に活用をいたしておりますのは、起債の額にいたしまして約15億4,000万円、これは、先ほどの33億の46.5%ということになります。したがって、約半分弱を新町全体の事業に活用させていただいているということでございます。

それから、その全体33億のうち、加悦地域の事業に活用させていただいておりますのが、発行額で約4億円でございます。それから、岩滝地域の事業に活用させていただいておりますのが、約7億円でございます。また、野田川地域の事業に活用をいたしておりますのが、約6億6,000万円ということでございます。

割合で申し上げますと、先ほどの46.5%は新町事業に使わせていただいておりますので、

その残りの3町の割合でいきますと、大体、平均しておりまして、加悦地域で、先ほどの4億円は23%に当たります。岩滝地域で、先ほどの7億円は40%に当たります。野田川地域の6億6,000万円は37%に当たります。これを三つ足しますと100%ということでございまして、新町以外の分では、このような額なり、発行割合となっております。以上でございます。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 私も、ちょっとこの点については調べさせていただきまして、先ほどおっしゃられたとおりでございました。主に加悦地域は農業基盤整備でありますとか、加工場の跡地の購入でありますとか、そういうものに大きなお金が使われているみたいでした。

岩滝地区においては、阿蘇シーサイドパークですか、これにかかわる事業や平和通り、知遊館の南側の駐車場、こういったところに多額の起債が発行されていると。野田川地区は一番多かったんですけども、やはり野田川地区は学校が多いということで、耐震の問題がありますよね、これにたくさん使われておられたようでございます。

だけども、先ほど申しましたように、総額が111億円でございますので、まだ33億円といっても、まだ30%に満たないものですから、今の現状では何とも言えないところがありますけれども、そういうようなことで使われておるといことが再認識をさせていただきました。また、特に象徴的な事業ですね、これとしましては例の地域情報基盤整備事業ですか、これが何といつても金額的に突出をしております、全事業の33億円の約半分近くまでもいきませんが、かなりのウエートを持った事業でございました。

そこで、この情報基盤整備事業でありますけれども、事業費の全体で約24億円近くで、特例債の発行が12億円ほどだということです。これは22年度に、国からの交付金や補助金などがたくさん入りまして、非常にタイミング的にはよかった事業ではないかなというぐあいに思っておりますけれども、町としては、多額でございますので、相当な決断を要したのではないかなというぐあいに思っております。

先般、この事業に際しまして、委員会でちょっとお聞きしたんですけども、会計検査が入ったというようなことをちょっとお聞きしました。この事業に対して、いろんな面で、何か高い評価をいただいたと、こういうぐあいに聞いておりますけれども、町長は整備が終わった今、町民の声を聞く中で、どのような感想、評価をお持ちか、その点について会計検査員さんの話も含めてですね、お聞かせをいただければありがたいなと思うんですけど。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） なかなか、直接お聞きしたのではないのでわかりませんが、今回、会計検査院の方がチェックされました中身につきましては、この事業を推進していくに当たっては、非常によく整理がされ、よくできていたと、大変おほめの言葉をいただいたというふうに担当から聞いております。

もちろん、それぞれの会計の中身がきちっとできてるかどうかということも含め、また、一番驚いておられましたのは、接続といいますか、CATV等に、このあれを使って入っておられる方が80%を超えているということについては、非常に、そうした評価が高かったというふうにお聞きをいたしております。そして、一応、黒を今回も出させていただいておりますけれども、計画的な中で、多くの町民の方たちの支持を得て進められた計画だということで、高い評価を受

けたというふうに聞いております。

1 7 番 (谷口忠弘) 町長自身。

町 長 (太田貴美) はい、私自身も本当に、決裁を受けるときに、こういう車に書類の束を、箱みたいなのに何段も乗せて持ってくる、それを一つ一つすべてチェックをして、間違いのないようなそういう、本当に大量の書類等々の処理の仕方ということについても、担当の努力を認めたいと思いますし、何よりも、この事業が多くの方の町民の方に受け入れられて、そして多くの、そうした加入率も上がっているということについて、大変うれしく思っております。

議 長 (井田義之) 谷口議員。

1 7 番 (谷口忠弘) この事業で特例債を使うときに、私はある町民の方から、特例債をたくさん使ったんだということ、ちょっと戒めの言葉をいただいたケースがございまして、そこで、大変これを気にしているわけなんですけども、私も、先ほど言いましたように、有利な合併特例債といえども、借金であることは間違いないわけですね。これは安易に、多額に使うと、残るのは借金と箱物に使えば、毎年かかる、先ほど言いましたように維持管理費がかさむと、財政を当然、圧迫するわけでありまして、今回の、このケースは皆さん方から使用料をいただいてですね。加入率を一定水準まで上げたら運営費まで賄えると、さらに加入率を上げると償還財源まで賄えると、こういう大変ハッピーな、そこまでいくと、こう使われ方ではないかなというぐあいには思っていますけども、この償還まで賄えるというのは、あとどれぐらい努力すれば償還まで賄えるという計算になっているんでしょうか。

議 長 (井田義之) 太田町長。

町 長 (太田貴美) その前段におきまして、平成22年度における有線テレビの事業収支がどのような状況になっているかということをお知らせ申し上げますと、あくまでも5月31日の出納整理期間が終了し、現在の決算作業に入ったところでございますので、見込額として、おおむねの数値を持って考え方を説明させていただきますと、まず収入でございますが、テレビやインターネット等の使用料収入など、総額で1億300万円程度を見込んでおります。

一方、支出でございますが、職員の人件費、有線テレビ管理運営事業、あるいはインターネット事業等、総額で8,000万円程度見込んでおります。したがって、平成22年度の収支は2,300万円程度の黒字になるという状況でございますが、これはあくまでも見込みでございますので、安全策といえますか、安全を考えた上で2,000万円を一般会計補正予算7号において情報連絡システム施設基金に積み立てることとしております。

この平成22年度におきますCATVの拡張事業の公債費は利子分のみでございまして、総額で1,400万円程度となっております。したがって、これを支出に加えましても、平成22年度は900万円程度が黒字になるという結果でございます。この償還比は合併特例債や、あるいは辺地債などの発行によるものであるため、7割、8割といった割合で交付税算入されますので、公債費は収入額を充当するというはせず、今後のシステム改善や機器の更新等の経費に対応できるように、今後も黒字分は基金にストックいたすように考えているところでございます。今後の見込みにつきましては、課長のほうから説明をさせていただきます。

議 長 (井田義之) 浪江企画財政課長。

企画財政課長 (浪江 学) お答えいたします。

ただいま町長が申し上げましたように、実質、平成22年度が運営の初年度ということでございますが、幸いにして平成22年度は今の見込みで、300万円程度の黒字ということが見込めるとのことでございます。

ただし、22年度の償還額は、利子分だけで1,400万円程度でございますので、これを含めましても、さらに900万円程度の黒字ということには、差し引きしてなりますけれども、平成22年度は保守経費が貸し担保期間に入っておりますので、実質なしという収支になっております。

したがって、23年度からは保守経費が含まれてくるということから、この2,300万円程度黒字が出ていると言いましても、これはいつきのものございまして、23年度以降は、この黒字分程度は保守経費に消えていくというふうに考えるべきではないかというふうに思っております。

しかし、したがって、お尋ねの償還額を、この収支に加えてどうなるかということでございますが、先ほども申し上げましたように、平成22年度は利子だけで1,400万円程度ですけれども、23年度からは元金の償還が始まります。

例えば、平成23年度ですと元利合わせて9,900万円程度の償還額が既に待っております。また、24、25年度あたりは1億円を超えるような償還額のピークを迎えますので、これに加えての収支は黒字には到底ならないという状況でございます。

議 長（井田義之） 本日の会議は、当初申し上げましたように、あらかじめ時間延長となりますこととお願いをしておきます。

谷口議員。

17番（谷口忠弘） 説明を受けたときには、元利償還までという聞き方をしたのかどうか分かりませんが、償還まで賄えるというような話もちよっとね、聞いたかに思っております。当然1億円ですね、23年ぐらいから元利とも返済していかなあかんということになると、とてもやないけど、償還まで全部賄えるというようなことにはなりませんよね、100%加入いただいても。

しかしながら、この事業は町民の皆さん方が身近なニュースがリアルタイムに見れたりですね、また、防災に役立ったり、また、この事業は経済対策という側面もございましたですね。議会も予算の執行に当たっては附帯決議をつけます、地元の皆さん方、業者の皆さん方にも、これを使っていただくということで、お願いして、それなりの経済効果も生まれたんではないかなというぐあいに思っております。

しかし、償還まで難しいと言っても、気を緩めることなく、私たち議員もそうですけども、今後も魅力あるコンテンツをつけていただいて、加入率を上げる努力を一層お願いしたいというぐあいに思っております。

次に、財政と申しますか、この合併特例債につきまして、ちょっと深掘りをしてお聞きしたいなというぐあいに思っております。

先ほどから申しておりますように、特例債と言えども借金であると。交付税で70%措置をされるといっても、安易に使うと後が大変だと、こういうふうなことです。1回目の質問で、今まで発行されたものと、今後発行している特例債を足した発行の予定額というのは、おおよそ

82億円ぐらいになる。総額がなるというようにちょっとお聞きをしたんですけども、ここでよく特例債について勘違いといいますか、交付税算入の70%ですね、例えば80億の70%が返ってくると思われがちですけども、実際、3割ですね、3割の負担でいいと思われがちなんですけども、実際はそうはならないのではないかなというぐあいにちょっとお聞きしておまして、有利な起債であるのは間違いないと思うんですけども、例えば、80億円の特例債を使うということは、95%ぎりぎり使うとして、大体84億円ぐらいの事業になるのではないかなと思うんですね。95%使えば80億円ということになりますよね。

80億円の借金をすると、これちょっと私なりに計算してみたんですけども、1.8%の金利で3年据え置きで15年返済すると、これは先ほどの数字にもちょっと出てましたけども、約90億円近くなるんですね、やっぱり利子が9億円、8億何ぼから9億円近く、80億円の借金といいますと、これぐらいかかってくるというぐあいになると思うんですね。

だから言いたいことは、84億円の事業で80億円の借金するんですから、4億円分は一般財源の持ち出しになると。それと90億円の30%は自前で負担せないかと、7割は交付税算入ありますから、それで27億円と、実際は84億円に対して、事業に対して一般財源の持ち出しは31億円になりまして、事業費の84億円の約38%ぐらいになると思うんですね。実際、先ほど言いましたように事業費の30%で済むのではなくて、一般財源の持ち出しということになると、事業の40%近くが持ち出しになると、こういうぐあいに思うんですけど、この計算は、考え方というか、間違っているかどうか、課長でも結構ですのでお聞かせいただきたいなと思うんですけど。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

ご指摘のように、充当率が95%で、その際には5%は持ち出しということになりますし、95%を借りた後、その7割が返ってくるということですから、30%は持ち出しをしなければならぬということですから、95%、いわゆる0.95と、それから0.7を掛けたら、これが0.665になります。したがって、その逆数の0.335、いわゆる33.5%程度は持ち出しをしなければならぬと、こういう計算になるかと思えます。

先ほど、38%程度という計算を議員、出されましたけれども、利率のほうが、先ほど言われたよりは少し低い率で推移してますので、若干、その差異が出てきているのかなというふうに思えます。以上でよろしかったでしょうか。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 今までも、特例債を使うときには十分精査をしていただいて、使っていただいていると、このように思いますが、今後も実質公債比率のバランス等を十分に考えていただいてですね、本当に真に必要な事業にだけ使うというような慎重な対応をお願いをしたいなというぐあいに思えます。

それと基準財政需要額について、ちょっとお尋ねをしたいなと思うんですけども、この基準財政需要額というのは、なかなか、ネットでちょっと調べたんですけども、なかなかこれくせものでして、交付税そのものは非常にシンプルな考え方で交付税の措置があるんですけども、この需要額の算定方法は、実に複雑で、これ総務省の担当者じゃなければ理解が不能だと、この算定方

法基準は、毎年のように変更が加えられるということが載っておりまして、要するに交付税が幾ら不足しているのか、幾ら補助すべきかというのは決めるのは国であると、こういうことであります。

このような不安定な材料を抱えながらも、当町としては持続可能なまちづくりを進めていかなければなりません。

そこで、町報よさのというやつをちょっと見てみますと、この4月号に載っておりましたけども、一般会計予算を家庭の家計簿にかえるとということ載っておりました。23年度の予算です、これは109億6,860万円、これを年間収支500万円、一般家庭でよくあるケースですけども、500万円と置きかえて、家計簿が載っております。500万円の収入ということ、月額でいくと41万5,000円ということになるそうであります。これ見て、改めてリアルに感じるんですけども、この41万5,000円、月額の収入の内訳は、実に給料が9万8,000円で、祖父母からの仕送り、これ交付税だと思んですけども、26万6,000円、ローンの借り入れ5万1,000円、これ収入合計41万5,000円と、こういう数字であります。これは非常にリアルですよ。普通のご家庭では、とてもじゃないけど、こんな家計簿が成り立つわけではないというぐあいに思んですけども、当然、祖父母からの仕送り、この26万6,000円、これは減額の方に進むのではないかなというぐあいに思んですけども、その辺の備えといいますかね、それは先ほどちょっと聞きましたけども、もう一度改めて町長の、この辺の500万円の家計簿をにらみ合わせて、女性でございますので、実感的に思われること、素直にちょっとご感想を聞かせていただければありがたいなと思んですけども。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 仕送りや借金でないと、なかなかやりくりが難しい状況でございます。しかし、今までのいろいろな論議の中でも、今後の将来のことを考えますと、やはりそれぞれに必要な事業をやっていかなければなりません。そうした中で、同じ借金の中の合併特例債もそうですけれども、そのほかのいろいろな有利な方法、今回、今まででもそうですけど、辺地債を使うとか、そういう合併特例債がなくなった後も、いろいろな有利な町債等々を使う中で、やりくりをしていかに得ないというふうに思っております。そういう意味では、少しでも無駄を省いた形の執行をしていくということが基本になるかと思えます。

できれば借金をしないのが一番なんですけれども、そういうことはなかなかいかない状況ですので、有利な借金ができる間に少しでも町の持ち出しを、少ない中での事業執行を進めていきたいというふうに考えております。

議 長（井田義之） 谷口議員の質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

午後5時20分まで休憩いたします。

（休憩 午後 5時08分）

（再開 午後 5時20分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、谷口議員の一般質問を続行します。

浪江企画財政課長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 貴重な時間をいただきまして申しわけございません。先ほどの私の答弁で、

少し誤解がございましたらいけませんので、補足をさせていただきます。

来年度、再来年度あたりに有線テレビ事業の償還額が1億円を少し超えるところまでとどいて、ピークを迎えるということでございます。

したがって、これがこのままの数字ですと、到底、収支にバランスが取れる、黒字になることにはならないということをお先ほど申し上げましたけれども、この1億円で相当する元金の償還額のうち、7割が交付税に算入されるということでございますので、おおよそ3,000万円見当が独自の持ち出しということになりますので、そうして考えますと、今、82.5%の有線テレビ加入率、これが100%まで仮に上がったとしますと、3,000万円を解消することは、そう難しくはないように思える数字なのかなというふうに思っております。

ただし、今後、施設を維持していくための機器の更新ですとか、サービスの改善費用、こういったものが、すぐに1,000万円、2,000万円単位で出てきますので、それらを考えますと楽観視はできないというふうには思っております。以上でございます。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） そうですよ、私も、ここで質疑をしたときに借金返しまでできると、こういうようなお話を、頭の中でこびりついておりましたんで、そんなことはないなと思っておりましたら、今、課長が答弁で納得をいたしました。

とりわけ加入率を上げるということは大事なことでありまして、82%、先ほど会計検査の方が、そこまで加入率を高めていただいたんかということで、大変驚いておられたというぐあいにもちょっと聞きましたけれども、さらなる努力を、ここまで上げていただいたのは、職員さんが非常に勧誘に、夜でも出向かれて、勧誘に回られたというようなことも聞いておりますし、もう一つは、例の加入の接続の負担金ですね、これは町が持って加入を広げていったという側面もあるというぐあいに思いますんで、それもよかったのではないかなというぐあいに思っております。

ここんところで、本当に、この事業が町民の方に喜んでいただいて、地元業者が潤って、財政負担がかからないと、万々歳のハッピーエンドの話で大変よかったかなというぐあいに思っております。

引き続きまして、財政の問題でちょっと町長に質問をさせていただきたいと思うんですけど、これも、昨年3月議会の赤松議員の質問の答弁に、町長は次のようなこともちょっと言及をされているんですけども、今後の展望次第では、一定の住民負担や、行政サービスの低下も余儀なくされることもやむを得ないと、こういう場面も出てくることも想定されますと、こういうぐあいにちょっと答弁をされておられます。

今後の財政事情の厳しさを鑑みて、このようなことの発言だったと思うんですけども、1回目の質問でも言いましたけれども、平成27年から財政収支はマイナスになると、それと激減緩和の段階措置ですね、これも平成32年で終わって、33年から一本査定になると、こういうことで12億円ですよ、この差額が。これはもう大変な数字だというぐあいに思うんですけども、なんせ町税の収入が確か17億円とか、それぐらいの規模でなかったかなと思うんですけども、ここで先ほど言ったように、住民負担や行政サービスの低下など、具体的に、どのような時期に、どのようなことを考えておられるのか、まだ時期はありますけれども、お答えできる範囲でお答えいただければありがたいと思うんですけど。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 全く、そうした懸念材料がないというわけではないという、そうした意味で申し上げさせていただきます。実際に、これだけ日本国全体が大変な状況の中、また災害等でこうした事態が起こればなおのこと、どういう状況になるかということがわかりません。まだ具体的にそうした場合にはどうするという、そこまでは出してはおりませんが、できるだけそういう事態にならないように、無駄なものを省きながら、できるだけ有効にお金を、町の予算を使っていけるような、そういう財政運営を進めていくということでご理解がいただきたいと思います。

実際に、具体的にどうこうということには、なかなかならないかと思いますが、そういう事態も起こり得るということでご理解がいただきたい。

議 長（井田義之） 谷口議員。

1 7 番（谷口忠弘） 町民の皆さん方にご負担をいただくという前にしなくてはならないことというのは行政改革だと思うんですね。これ、いろんなケースが今後、出てくると思うんですけども、平成27年以降は、財政シミュレーションでわかるように大幅なカット、カット続きであります。新しい事業は投資的経費ですね、これはとてもやないけど使える状況ではないんじゃないかなと、大きな事業に対して。

以前、企画財政課長、吉田課長のときにですね、新しい事業が取り組めるような状況ではないんじゃないかなと、新しい事業どころか、今までの事業もスクラップ・アンド・ビルドですね、ばっさばっさと事業の廃止、見直しが必要になってくると、こういうような答弁もいただいたんですけども、要するに行革のさらなる検討ですね、これも迫られるんじゃないかなというぐあいに思うんですね。その辺の感覚、町長どういうことを思われているんか、ちょっとお尋ねしたいなと思うんですけど。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今後の見込みでございます。また、いいかげんなことを申し上げますと、おしかりを受けますので、今この場での発言はなかなか難しいかと思いますが、しかし、決して楽な状況ではないということは、だれしもが感じておられることでしょうし、そうした、できるだけ痛みのひどくないような状況が起こらないような、そうした運営を心がけていく、そのためには少々の辛抱はしていかなきゃ、痛みは辛抱していただかなきゃならないんじゃないかなというふうに思っております。

どんなことでも、内科的な処方済む場合はいいですけども、それが通りこしていきますと、ばさっと外科的な処方をしなければならぬ時期も来るかと思いますが、そうした時期は少なからずと言いますか、遠からずも、そこへ来るというふうに思っております。

議 長（井田義之） 谷口議員。

1 7 番（谷口忠弘） それでは、もう時間がないので終わります。ありがとうございました。

議 長（井田義之） これで、谷口忠弘議員の一般質問を終わります。

これで、日程第1 一般質問を終わります。

次に、本日、議案第75号から発委第2号が追加提案されました。以上、4件を上程します。

追加日程第1 議案第75号 統合簡水加悦上水道新加悦浄水場新設（浄水設備その3）工事

請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議案配られていませんか。ありましたか。

太田町長、提案説明をお願いいたします。

町長（太田貴美） 議案第75号、統合簡水加悦上水道新加悦浄水場新設（浄水設備その3）工事請負契約の締結につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この工事は、前処理施設で処理した水を飲料水として仕上げるための急速ろ過機を設置をするものでございます。

工事概要につきましては、添付の議案資料にお示ししておりますが、6月2日に指名業者4社により指名競争入札を執行いたしました結果、契約の相手方は、アタカ大機株式会社、取締役社長 小川泰雄。

契約金額は9,028万6,350円で、うち消費税相当額は429万9,350円でございます。

工期は、本件議決日の翌日から、平成23年12月20日までとするものでございます。

工事の内容につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） 山添水道課長補佐。

水道課長補佐（山添雅男） それでは、議案第75号の工事内容を、お手元にお配りしております追加議案資料に基づきまして、ご説明申し上げます。

議案資料の2ページに位置図、平面図、断面図をおつけしておりますので、ごらんください。

位置は、昨年度から建設しております新加悦浄水場の場内でございます。

これから、ご審議いただきます施工箇所は赤く色を塗っております部分で、色を塗っていない部分のうち、前処理ろ過室、浄水池、送水ポンプ井、沈澱池、配水池等は昨年度、施工しました土木工事で、既に完成しております。また、今年度は土木工事として、電気室、急速ろ過機の基礎、場内配管、附属施設等を既に発注しております。

まず、場内平面図上側に丸が三つ並んでおりますが、これが急速ろ過機でございます。前処理で処理した水を今回設置するろ過ポンプで、水をろ過機へ送り、途中、ミキシングパイプにより最終ろ過と滅菌に必要なポリ塩化アルミニウム、次亜塩素酸ナトリウムを注入して、この急速ろ過機を通すことにより、飲料水とするものでございます。

ろ過機の材質はステンレス製で、直径2.6メートル、高さが4.5メートルで附属部品を合わせますと、高さは7.2メートルになり、これを3基設置することとなります。

計画水量が一日当たり1,000㎥ですので、処理能力500㎥のろ過機を2基で1,000㎥となりますが、今回のろ過機については、明石、温江方面と加悦、加悦奥方面の2カ所の中継ポンプ場への送水となることや、算所浄水場との運転バランスを考慮し、1基当たりの処理能力を600㎥としております。

したがいまして、2基で1,200㎥となりますが、さらに予備機1基を設置し、常時は3基で余裕を持って運転し、ろ過機の点検やろ材入れかえなどのときには2基運転に切りかえる運転形態といたします。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） 本案については、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、追加日程第2 議案第76号、統合簡水加悦上水道新加悦浄水場新設（電気計装設備その2）工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第76号、統合簡水加悦上水道新加悦浄水場新設（電気計装設備その2）工事請負契約の締結につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この工事は、前処理施設をはじめ急速ろ過機、薬品注入などの浄水場の運転制御を行う電気計装設備と、遠隔監視及び非常時の施設担当者への情報伝達を含めた中央監視設備をメインとする工事でございます。

工事概要につきましては、添付の議案資料にお示ししておりますが、契約は地方自治法施行令第167条2第1項第6号及び第7号を適用して随意契約としております。

契約の相手方は、小松電機産業株式会社、代表取締役 小松昭夫、契約金額は1億7,535万円で、うち消費税相当額は835万円でございます。

工期は、本件議決日の翌日から平成23年12月20日までとするものでございます。

工事の内容につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） 山添水道課長補佐。

水道課長補佐（山添雅男） それでは、議案第76号の工事内容を、お手元にお配りしております追加議案資料に基づきまして、ご説明申し上げます。

まず、本請負契約につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号及び第7号に基づき随意契約としております。

工事内容のご説明の前に中央監視についてご説明申し上げます。

追加議案資料の5ページに、与謝野町中央監視フローイメージをおつけしておりますので、ごらんください。

現在、浄水場などの施設につきましては、男山浄水場を含めて11の施設で中央監視設備を導入しており、施設の運転状況や各種の流量、残留塩素などの水質計器の計測値などを記録し、事務所の中央監視盤モニターやインターネットを使って、パソコンや携帯電話などで監視が可能となっております。

中央監視の方法といたしましては、2種類の方法を採用しております。

一つ目の方法は、テレメーター方式で各浄水場と事務所の間をNTT専用回線をつなぎ、事務所の中央監視盤モニターで監視するとともに、事務所に設置したWebアダプターからインターネットを経由して、自宅などのパソコン、携帯電話で監視が可能な方法となっております。

二つ目の方法は、Web方式で、各浄水場からFOMA回線を使って、小松電機産業のデータセンターに接続して、インターネット経由で事務所や自宅のパソコンや、携帯電話から監視操作する方法です。

中央監視については、従来からそれぞれのシステムの特徴を考慮して、中心部はリアルタイム監視ができることと、回線の安定性から、前者のテレメーター方式で整備し、周辺部については遠隔操作が可能なことから、後者のWeb方式で整備する方針としておりますが、今回の新加悦浄水場については、算所浄水場と並び加悦上水道の核となる施設であることから、地震などの大規模災害の回線故障、接続障害、システム障害などのリスクを分散するために、算所浄水場とは別の方法を採用することといたしました。

今回、採用する方法は、後者のWeb方式のFOMA回線を使ってインターネットに接続し、パソコンなどによる監視操作を行う方法に、これまではできなかったリアルタイム監視もできるようにシステムの見直しを行ったもので、遠隔操作も行える操作盤と電気計装、中央監視盤の一体型のものでございまして、小松電機産業株式会社の独自の製品となっており、ほかに同等品もないことから、競争入札に移ることが不利であり、かつ随意契約とするほうが有利な価格で契約ができると判断したものでございます。

工事の内容ですが、議案資料4ページに図面をおつけしておりますので、ごらんください。

位置は、昨年度から建設しております、新加悦浄水場の場内でございます。

図面右が、浄水場の平面図、左が各ポンプの断面図となっております。

これから、ご審議いただきます施工箇所は赤く色を塗っております部分で、平面図右側の電気室に浄水場全体を制御する監視制御盤、その下の薬品注入設備、平面図下の前処理ろ過室内へ取水ポンプ盤、前処理用の水処理盤、動力盤、また、場内の取水井戸へ取水ポンプ1台、各池に送水ポンプ4台、排水ポンプ2台を設置するほか、役場事務所へ中央監視盤を設置いたします。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、追加日程第3 議案第77号、財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町議長（太田貴美） 議案第77号、財産の取得についてご説明申し上げます。

今回、購入の消防ポンプ自動車は、野田川第4分団の消防ポンプ自動車を更新するものでございます。

野田川第4分団の現行の消防ポンプ自動車につきましては、平成3年10月に購入したものでございまして、既に19年を経過しており、平成19年12月に策定しました与謝野町消防施設等整備計画に基づき更新するものでございます。

概要につきましては、添付の議案資料にお示ししておりますが、6月7日に5事業者から見積書を徴収いたしました結果、契約相手方は株式会社モリタ大阪支店の支店長、平田隆吉で、取得金額は1,803万9,000円で、うち消費税相当額は85万9,000円でございます。

契約期間は、本件議決の日の翌日から平成23年12月26日までとするものでございます。

消防ポンプ自動車の機種選定等の経過につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） それでは、議案第77号の財産の取得について、私のほうから説明をさせていただきたいと思えます。

資料につきましては、消防ポンプ自動車取得概要ということで、資料をつけさせていただいております。

今、町長が申し上げました、初めに機種選定の経過についてだけ私のほうから申し上げたいと思えます。

今回、野田川第4分団に配置するというございまして、第4分団を中心に仕様内容を検討していただけてきました。3月5日には、一昨年にも消防ポンプ自動車を購入しました納入業者の工場において車両見学を行いました。

またその後、各メーカーからも車両や装備品の、そういった資料を取り寄せまして検討を進めてまいりました。そうした中で、5月20日に野田川第4分団を中心に最終の決定をしていただきまして、きょうお示ししております、取得概要の仕様内容で決定をいたしましたものでございまして、

形式につきましては、消防ポンプ自動車CD-1型ダブルキャブシャシといったものでございまして、シャシの製造メーカーは日野自動車製でございますが、ポンプにつきましてはモリタ製でございます。

そうした中で、次の7ページをめくっていただきましたら、契約事項、今、契約額は町長から申し上げました、取得予定日については12月26日といたしております。これにつきましては、東日本の大震災の影響による部品調達ということもございまして、12月26日にさせていただきます。

また、見積書の提出による随意契約となっております。これは6月7日、午後、本庁舎の3階におきまして、見積業者、ここに出ております5業者を集めていただきまして、見積もり入札を行いました結果、最低見積もり業者と契約をいたすということになったということでございまして、

ごらんいただきたいというふうにして思っております。また、何とぞよろしくご審議をいただきまして、ご承認をいただきますようお願いを申し上げます。

議 長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、追加日程第4 発委第2号、与謝野町庁舎問題特別委員会の設置についてを議題とします。

本案については、総務常任委員長より提出されております。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（秋山 誠） それでは、事務局より本日、議会から配付しました議案書に基づきまして、朗読をさせていただきます。

表紙を1枚めくっていただきまして、

発委第2号、平成23年5月30日、与謝野町議会議長、井田義之様

提出者、与謝野町議会総務常任委員会委員長 勢旗 毅

与謝野町庁舎問題特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び第8項並びに会議規則第13条第3項の規定により提出します。以上です。

議 長（井田義之） 提出者より提案説明を求めます。

勢旗委員長。

総務常任委員長（勢旗 毅） それでは、5月30日に総務委員会を開きました。この設置について協議をいたしましたので、ただいま上程されました案件につきまして、説明をいたします。

与謝野町庁舎問題特別委員会の設置について

次のとおり与謝野町庁舎問題特別委員会を設置するものとする。

記、名称、与謝野町庁舎問題特別委員会

2、設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会条例第6条。

3、設置の目的、庁舎のあり方について、調査、研究を行うため。

4、委員の人数18人。

5、設置期間、調査終了まで。

ということで委員会を設置したいと、こういうものでございます。これにつきましては、既に全員協議会、以前の全員協議会で、この委員会を設置するという事は、ほぼ決められておりました。私の委員会でも、いろんな議論があったわけですが、やはりきょうも若干話がありましたけれども、当初からの、やっぱり検証も必要だというふうな話もありまして、全員の賛成でもって設置を委員会としては提案をすると、こういうことにしたものでございます。

議 長（井田義之） ただいまの勢旗総務委員長提案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

勢旗委員長、ありがとうございました。

討論を省略し採決に入りたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認めます。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、発委第2号 与謝野町庁舎問題特別委員会の設置については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。

（休憩 午後 5時52分）

（再開 午後 6時13分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほど、与謝野町庁舎問題特別委員会で第1回与謝野町庁舎問題特別委員会が開催され、正副委員長の互選をしていただきました。その結果が議長の手元に届いておりますので、事務局よりご報告いたします。

事務局（秋山 誠） 与謝野町庁舎問題特別委員会委員長、谷口忠弘議員。

副委員長、家城功議員、以上でございます。

議長（井田義之） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

次回は6月14日、午前9時30分から会議しますので、ご参集ください。

私のほうからちょっと報告をしておきます。

あすは二つの委員会が総務委員会と9時半から開催をされます。

それから、14日の日に一応、昼休みに、また議会運営委員会を開催されます。14日の本会議の最後に、災害復旧の補正予算の提案がされるということで、きょう議運の中でも、その調整ができましたので、皆さんに報告をしておきます。

それから、なお22日に全員協議会で、ごみ問題についての全員協議会ということになっておりますが、これはいろいろな流れの都合もありますけど、とりあえず22日の9時半から全員協議会という予定になっておりますので、皆さんにご報告をしておきますのと、ご協力をお願いいたします。

以上で終わります。ご苦労さんでございました。

（散会 午後 6時14分）